

第三百三十二回
国会

参議院通信委員会會議録第九号

平成七年四月十三日(木曜日)
午後一時四十二分開会

委員の異動

四月十三日

辞任
栗森 喬君

補欠選任
古川太三郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
山田 健一君
加藤 紀文君
守住 有信君
大森 昭君
鶴岡 洋君

委員

岡 利定君
沢田 一精君
陣内 孝雄君
川橋 幸子君
三重野 栄子君
常松 克安君
栗森 喬君
古川太三郎君
中尾 則幸君
河本 英典君

国務大臣

郵政大臣
大出 俊君

政府委員

郵政大臣官房長 木村 強君
郵政大臣官房審議官 品川 萬里君
郵政省通信政策局長 山口 憲美君
郵政省電気通信局長 五十嵐三津雄君

事務局側

局長
郵政省放送行政局長
江川 晃正君

説明員

大蔵大臣官房企画官
藤岡 博君

参考人

日本放送協合理事
日本放送協会総合企画室(経営計画)局長
中井 盛久君
慶田 敏紀君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山田健一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。
まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に日本放送協合理事の中井盛久君及び日本放送協会総合企画室(経営計画)局長慶田敏紀君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(山田健一君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(山田健一君) 次に、電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岡利定君 自由民主党の岡でございます。

きょうの議題になっております法案でございますが、これは一昨日審議いたしました受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案とともに、マルチメディア社会構築のためのソフト、ハード両面における推進支援法案というものと位置づけられるものでありまして、非常に意義深いものと評価いたしております。

高度情報通信社会の推進は、さきの大臣の所信表明において、新規事業分野の開拓、産業構造転換の促進に資するものであつて、そのために高度な情報通信基盤は二十一世紀の新しい社会資本だということのように位置づけられております。まさにそのとおりでありますし、去る二月二十一日に内閣が高度情報通信社会推進に向けた基本方針というものを出されたというふうな何とておられますけれども、これにのつとつて政府全体として着実に推進していただきたいなと思つております。

ところで、高度情報通信社会の推進は我が国の二十一世紀への展望を切り開くという大きな目的と意味を持つものでありますけれども、またさらに新しい事情も加わつてきておるんじゃないかなと思つております。

それは、もう既に御存じのとおり、最近の急激な円高、それから株価の低迷、これはもう大変なものでありまして、せっかく上向きかけておりました景気もすっかり回復のテンポがおくられて深刻

な事態を迎えております。政府が円高の緊急対策をあすにでも決定されるというように伺つておるわけでございますけれども、これらの状況を打破して内需の拡大、産業構造の高度化あるいは転換の促進、産業空洞化の回避のために情報通信インフラの整備が大変有効であるというような意見がますます強まっております。

例えば、三月二十一日付の日刊工業新聞はその社説で、「景気回復は通信インフラの整備で」と題しまして、「政府は、情報通信インフラの整備を公共事業の最優先課題とし、国と民間の役割分担を明確にして推進すべきである」というような提言もしております。主管庁である郵政省としてはこれらの意見をどのように受けとめられておるか、郵政大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(大出俊君) 岡先生がおっしゃられております日刊工業新聞の社説も読ませていただきましたが、この中で、旧来、公共事業といえは道路だ橋だということになるんだけれども、最大の課題は通信インフラの整備なんだと、そこに公共事業の中心を置けと言ふんですね。そういう意味で大きな景気回復への足場づくりが必要だということなんです、全くこれは同感でございます。

シリコンバレーで政策提案をクリントン・アメリカ大統領、ゴア副大統領がいたしました、あそこでも同じことを述べているわけでございまして、金額なども入れた、あれは主として九項目でございまして、だから我々の方も本当はそこが必要だということで推進本部をつくつて総理を本部長にしたい、こういう経過です。ですから、まさに御指摘のとおりなんです。

つまり、民間が主体で公正競争のもとに通信インフラの整備を進めていくんだということを二十一日の基本方針で決ましまして、そして公的支援と

いう意味で所要の環境整備を政府がどこまでお手伝いができるか、こういうところがポイントで、そこで例の基盤整備になってきたわけでございまして、三百億のうち二百二十五億と七十五億、財投からと整理基金からと出して利子補給をして二・五％にするということでおさまったという事情があるわけでございます。

この趣旨のことは二十一日の基本方針の中にも、長くなりますから読み上げませんけれども、きちっと書いてあるわけでございまして、要はこれをいかにやるかということ、御指摘の点はそうなんだと思うのでありますが、ハードの面だけでなくてアプリケーションという分野もそのためにいろんな法律を出しているわけでございまして、積極的のひとつ取り上げて情報インフラに対する大枠な投資というのをふやしていく、これが筋だろうと。私も副本部長でございまして、なかなか成果を上げにくい制約が予算的にございまして、なほ御指摘の点に従いまして一生懸命努力したい、こんなふうに思っております。

○岡利定君 大臣のお答えのとおりだと思えます。いずれにしても、景気回復が大変大きな課題になっておるわけでありますので、民間においてもそういう推進が本当に勢いをつけて進むように、今大臣おっしゃいましたように大変制約が多い中ではありましようけれども、予算措置なり支援措置を今後とも積極的に展開していただきたい、まずお願いいたしておきます。

ところで、この支援措置とのかかわりで、三月三十一日ですか、光ファイバー網整備のためのふるさと融資制度の特例措置というのが決まったというように新聞でも見せていただきましたが、その内容をお伺いしたい。そしてまた、今後の活用の見通しについてお話しただければと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) ただいま先生からお話のありましたように、光ファイバー網整備の推進に当たりまして、一つには、超低利融資という制度の創設が予算の中で認められてまいりました。

たが、もう一つ、ふるさと財団の無利子融資のスキームを使うということが認められておりまして、その中におきまして、予算編成の過程ではもう一つ、ふるさと財団の無利子融資の活用にとりまして、さらに過疎地、離島、そういったところ等についての活用を図るとともに、さらに光ファイバー化を促進するという観点で、融資のあり方について大蔵、自治、郵政、そういったところで検討をして与党の政策調整会議に報告することとすることがなっております。私ども役所としてはそれが宿題になっておりました。先般、そのことが全面的に各省間あるいは与党調整会議で整理がなされたということございまして、その内容をまずもって御報告させていただきたいというふうに思っています。

具体的には、対象地域といたしまして、過疎地域それから離島地域、法律で言うそれぞれの言葉になってございまして、特別豪雪地帯、振興山村、それから半島振興対策実施地域、こういったところにつきましましてこのふるさと財団の無利子融資の条件として緩和がなされたということございまして、その緩和のなされた方は、大きく雇用のことに關してでございます。

具体的には、このふるさと財団の融資につきましては、条件といたしまして、この無利子融資を受けたならば、その融資対象事業として地域ごとに指定がありまして、都道府県あるいは政令指定都市では十人以上の雇用をその事業として創出しなければならぬ、市町村にありましては五人以上の雇用を創出しなければならぬということとございまして、融資を受けるとそこで必ず雇用を直ちに出すということは、利用される事業の側においては大変厳しい条件になってまいります。

そういうことで、関係各省の向きと折衝しておりますところ、先ほど申し上げました過疎地等五つの地域に限ってはこれを緩和して、光ファイバー化、光ファイバー網の整備をすることによって、その事業というわけじゃなくて、その周辺全体

を含めて雇用が創出されてくるのではないかと、そういう意味で、その地域全体に十人でありまして、とか、先ほど申し上げた地域では五人でありますとか、そういうことで雇用が創出されればよろしいということと、当該事業と一体的に行われるその他の振興事業において確保されればよいということと緩和されたということでございます。

もう一つお尋ねの、どういうことでこの後の活用があるかということでございまして、第一電気分信事業者と言われるNTTに始まるような地域通信事業者の方々は、まず大都市から光ファイバー網の整備を始めていくというようなことで、先ほど申し上げた地域に直ちにはなっていないというふうに思っています。ただ、情報化の推進という観点では、いわゆる過疎地等につきましてもこれをナショナルプロジェクト等を起こしてやっていくということがあるから、そういった意味での利用は出てくる可能性というのもございます。ただ現在、ただいまのところではこういってことにございまして一種事業者の方々の事業の展開というのはまだはっきり私どもとして把握をしていないところでございます。

ただ、一方でCATV事業者でございまして、これも光ファイバー整備ということで対象になってまいります。この方々につきましましては、新規の事業者の場合は、新しくCATVを引きましますとそこで必ず雇用が出てくるということが一つあります。先ほど申し上げました緩和された特例措置、雇用が緩和された特例措置というようなことでは、対象地域を調べてみますと、二〇〇〇年までの間にCATVの施設の更改、光ファイバー化していくということが予定されているところがございます。大体そういう対象地域となるところでの施設が三十ある、そのうち十八程度は更改を考えているというふうに私どもは把握をしております。そういう意味では光ファイバー化の推進に大いに役立つものというふうに考えております。

○岡利定君 無利子融資という大変有利な支援で

ありますので、運用の妙を得て、特に過疎地とかはまさに通信の必要な地域でございまして、積極的な展開をお願いいたしておきます。

ところで、日本の電気分信網の光ファイバー化の現状でございまして、過日からの当委員会における審議の中でも日本はそんなにおくれないというふうなお話も承っておりますけれども、現在の状況、そして他の先進諸国と比してどういう状況にあると理解しておいていいの、お話しただきたいと思っております。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 我が国の光ファイバー化の状況というのは、いわゆる中継系、幹線部分、こういうところでは諸外国に比べておくれではないのではなからうかというふうに思っております。

若干数字を申し上げさせていただきますと、ケールブルのルート別に見ていく幹線の部分でございまして、中継系八二％程度が光ファイバー化されている。一部マイクログラフが線がありますので、いわゆる電報電話局と言われたそういうポイントまでの回線には何らかの格好で光が入っているというふうに御理解賜ってよろしいのではないかと、いうふうに思っております。ただ一方、加入者系につきましましては、ルートの長さで見ましても四・三％程度というふうなことで、まだまだこれからという状況になっております。

諸外国の状況はどうかということで見てまいりますと、例えばアメリカのAT&Tという長距離をやって国際をやっている会社でございまして、この状況でも八四・六％というふうなことで、ケールブルの長さでその程度でございまして、ほぼ全体において中継系には光ファイバーが入っているというふうに思われます。ただ、そのアメリカでも加入者系につきましましてはまだ六％から七％台。アメリカの場合、特に同軸を使っているという経過もありますが、加入者系はそういう動きでございまして。

この際、ほかの国二、三について申し上げさせていただきますと、ドイツ・テレコム、これを見て

てまいりますと、幹線部分というのは光化がやつぱり八割以上だというふうに言っております。特徴的でございますのは、ドイツ・テレコムにありまして、旧東ドイツの地域においては本年中に加入者系を含めて百二十万世帯に光ファイバー網の敷設をします。おくれた通信ネットワークを光化してついでという動きが大変顕著に見えるドイツ・テレコムの取り組みでございます。それからフランスにありまして、幹線、中継系の部分はほぼ九〇％というふうに言っております。それからブリティッシュ・テレコム、英国でございますが、これも中継系、幹線の部分は八五％程度というところでございます。

先ほど申し上げましたように、アメリカも六％から七％台、加入者系はそういう状況でございますが、例えば光ファイバーに取り組み諸外国の動きと見ても、韓国でありまして、韓国では光ファイバー化を国としていくという計画を持っておりまして、あるいはシンガポールあたりはインフラメーションテクノロジー二〇〇〇という構想を打ち上げておりまして、二〇〇七年ぐらい、二〇〇〇年の初頭のうちに加入者系を含めて光ファイバー化をしていきたい等々、先進諸国におきましては大変積極的な取り組みが見えるところでございます。

○岡利定君 今のお話で、いわゆる中継系といいますが幹線系の光ファイバー化はかなり進んでおるし、世界的に見てもそんなにおくれないというところだけれども、我が国では、世界的にもそういうことでしようけれども、まさに加入者系の整備はこれからということの答えでございまして、いづれにしても、光ファイバー網の構築というのにはもう喫緊の課題だということで、先ほどの大臣のお答えにもありますけれども、政府として積極的な支援策を講じようとしておるわけでございます。中継系それから加入者系それぞれ今までのような支援策をとってきたか、またこれから

らとろうとしているかという点について伺いたします。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 日本の国の光ファイバー化の推進というのは、基本的には民間主体で進めていただくという考え方に立っておりますが、政府としての当然の役割もあるということで、今先生御指摘のような支援策あるいは民間の方々の創意工夫を結集していくという書き真をつくる必要もあるのではないかとような考えから、私も電気通信審議会におきまして一年数カ月にわたって御議論をいただいております。昨年五月に答申をいただいております。今、それに基づきまして御審議をいただいております。今、その政策展開の一環でございますが、二〇〇〇年までに人口の二〇％、二〇〇五年までに人口の六〇％、そして二〇一〇年くらいまでは光ファイバー化の達成を図っていただきたいということを期待しております。

そこで、これまでとってきております、あるいは今後とも含めましての中継系の支援策あるいは加入者系の支援策につきまして申し上げさせていただきますが、一つは、超低利融資、NTTの売却益を使いたいというわけ、超タイプ、超、超といいますが超低利融資、これを中継系については平成三年以降行っておりまして、もちろん、第三セクターにあつてはNTTの売却益のCタイプが使えますので、無利子融資もございまして、

それから、法人税における特別償却あるいは固定資産税の課税標準の特例ということが行われてきております。今後とも引き続きこれを行ってまいりたいというふうに思っております。

特に、これからの取り組みになってまいります加入者系の光ファイバー網の支援策ということで、これは立ち上がり期の先行整備期間ということ、二〇〇〇年までという現段階では一つの時間的な限定がございしますが、次のような形で支援策をやってまいりたいというふうに思っております。

それは、いわゆる特別融資制度、超低利融資制度ということでNTTのCタイプ、さらにそれにつきまして利子補給をしていくということで、最低二・五％までというところでございしますが、そういう形で支援をやってまいりたいというところでございまして、もちろん、そういう形での特別融資制度がありますが、一般的な意味でのCタイプであれば無利子融資とか、そういうことは加入者系にも適用になってまいります。

そのほか、法人税につきましての特別償却、それから固定資産税課税標準の特例ということで、平成七年度からこういうことが適用になるということでございます。それと加えて、先ほど申し上げましたふるさと財団の無利子融資というようなことが適用になります。

もう一つは、過疎地におきますネットワークの光ファイバー化の促進という観点から、公的なアプリケーションの開発、普及というところを、過疎地等、学校とか病院とか、そういうことが考えられると思っておりますが、そういうところについて行うことによってネットワークが早く光ファイバー化していくというようにございまして、これも取り組みたいというふうに思っております。

○岡利定君 その支援策でございしますが、平成七年度の具体的な支援策について伺いたします。

それから、NTT、NCCあるいはCATV事業者がそれぞれ平成七年度において光ファイバー網の構築をいろいろと計画されていると思っておりますけれども、その七年度における見込みといえますか、それと、どういう規模のことを考えているんだらうか、さらにそれに要する設備投資額といえますか、どのくらいあるというように見ていただけるか、お教えいただきたいと思っております。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 加入者系の光ファイバー化を推進するという観点で、特に平成七年度の場合は金利二・五％を下限とする特別融資制

度、これが期待額として三百億円の支援というところで展開できる予算上の措置をいただいているところでございます。

あと、税制の関係につきましては特別償却、加入者系は一四％でございます。固定資産税の関係につきましては、課税標準は第一種電気通信事業者三分の二、CATV事業者四分の三ということになっております。

そのほか、先ほど申し上げました過疎地におきます公的アプリケーションの開発、普及を図るということ、公共投資という形で支援をするというのが二十三億円でございます。

本年度、平成七年度におきます光ファイバー網の構築、加入者系でございますが、その総事業費というのは超低利融資の融資対象としましては二千二百億円程度を見込んでおります。

内訳を申し上げますと、NTTが千九百億円、これは事業費として千九百億円でございます。それから新規事業者、地域系を含めまして、これが二百二十億円。それからCATV事業者が八十億円ということでございます。そういう融資対象といえますが、事業費としてはそういう規模で推移をしていくものというふうに期待をいたしております。

○岡利定君 平成七年度においても二千二百億ぐらいの投資が出てくるということでありましかつても、やはりこれかなり金利負担というののも大きいわけでありまして、今後とも積極的な支援をぜひお願いしたいと思っております。

二・五の超低利融資ということでありましかつても、最近ではまた金利が下がってきて長プラで三・幾らになってしまふという状況でありましかつても、そういう状況も見ながら、これも大変皆様方にも御苦労いただくようなことで恐縮でございますけれども、事業者がその立ち上がり期をスムーズに入れるように今後ともぜひとも御努力をいただきたいと思います。

ところで、加入者系といつてもあるところまでであつて、家庭への配線部分ということになって

くると支援の対象外になっておるそうでございますけれども、この部分についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

いずれにしても、毎年新築の家が百五十万戸ぐらゐるといふように聞いておるわけでございますけれども、そういう家を建てるときに初めからマルチメディア対応の室内配線などがされておれば新しい端末なんかでできたときでも非常に導入が簡単になってくるというようにも考えられますので、例えば推奨方式などを早目につくつて世の中に示すとかいうようなこともなかも一つのアイデアかなと思つてございますけれども、その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生ただいま御指摘のとおり、この法案におきまして利子助成の対象を幹線部分としておるわけでございます。これは、幹線部分というのは加入者のニーズがあつた場合に即座に端末設備にまで光ファイバーケーブルを引き込む体制をとるために必要な部分でございますが、将来の光ファイバーのニーズの円滑な立ち上がりのために不可欠な部分であります。

その反面、実は先行整備の色合いが濃いもので、すから、加入者がある程度の数に達するまで投資の回収が困難な設備でもあるわけでございます。しかしながら、加入者のニーズに応じて整備が行われる家庭への配線部分についても、今後のマルチメディア時代を考えればその整備も推進していくことが重要なことだと考えてはおります。

そこで、先生の今おっしゃいました推奨方式でございますが、先生がおつくりになつたのではないかと私は思いますが、昭和五十五年、データ通信のCCNP、コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク・プロトコルというのではありませんか、その制定をなさいますと、それ以来コンピュータ間通信は飛躍的に発展したということを私たち過去の事実として持っているところでございます。

先生おっしゃいますように、こういったものを

今度やたらどうかということとお受け取りいたしますが、CATVの家庭内配線につきましても、平成六年七月に日本CATV技術協会においてアパートとかマンションなどの集合住宅における配線の設計ガイドラインというのをつくつたところでございます。それを郵政省といたしましても住宅・都市整備公団などの関係団体に対してこのガイドラインに基づく設計、施工を働きかけていると。今後ともそういうことにさらに取り組んでいきたい、そう考えているところでございます。

推奨方式につきましても、これは今は民間主導でやっているとありますが、今後の課題としていろいろと検討してまいる価値のある話ではないかなと思つておるところでございます。

○岡利定君 まだ技術的にも固まつていない点もいろいろあるかと思つたので、すぐにとつたわけにもいかぬ面もあると思つたけれども、いづれにしても全体として進めていかなければいかぬし、また家庭に入つて初めて意味が出てくるということでありまして、ぜひ今局長がお答えのような姿勢で取り組んでいただきたいと思つております。

ところで、先ほどお答えがありましたけれども、平成七年度、NTTを初め関係者のところで光ファイバー網の整備が進んでいくわけでありますけれども、当面どのような地域から行われていくのかという点について、もしおわかりであればお教えいただきたいと思います。

私は、その際に、阪神大震災で大被害を受けた神戸市の通信網の復興というのが大きな課題になつておるわけでございますけれども、これをとりあえずというふうな形じゃなくて、もうまさにこの神戸市をモデル地域にするぐらゐに光ファイバーを優先的に敷設していったらいいんじゃないかというふうなことを個人的に思つたりしたこともあるものです。また、神戸市というのはまさに日本の六大都市でもありますし、先行整備期間地域、県庁所在地で二〇〇〇年までに整備すべきと

ころだということにもなるわけでございますので、そういうことをちよつと考えたわけでございますけれども、この辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 加入者系の光ファイバー網の整備の推進というのは、今私どもこのように考えております。

先行整備期間という意味では一九九五年から二〇〇〇年ぐらゐまで、この間にありましては都道府県庁の所在の都市内の主要な地域、人口カバ率、それで大体二〇%ぐらゐにまず行くであろう。というふうに申しますのは、民間主体で進めるといふことがあつたから、どうしても需要のあるところというふうになりますので、大都市等のそういう潜在的に需要が見込めるところにまず始まつていくであろう、そのことを支援しながら進めていきたい。

ただ、一方では確かに過疎地に対しての配慮と申す必要がございますので、先ほどから申し上げております公共的なアプリケーションの開発とか、そういう意味での点的な推進というのにも図つてまいりたいというふうな思つております。

次のステップでは人口十万人以上の都市、これが二〇〇〇年から二〇〇五年ぐらゐの間ではなからうかと。そろそろ本格的な整備期間ということ、これで人口が六〇%ぐらゐカバリーできるようなうにうにたてたきたいものというふうな期待をいたしております。

さらに、二〇〇五年以降二〇一〇年までは需要もどんどん出始めるのではないかと、ブロードバンドISDNのようなそういうサービスにつきまして需要がどんどん出始めるのではないかと。このころで、人口が十万人以上の都市全体にわたつて全国的に行つて一〇〇%に達するようにしたいもの、このころで期待して各種の施策を打つてまいりたいというふうな思つております。

が、ことしの三月に神戸市の復興計画ガイドラインというのが神戸市においてつくられておりますが、その中でも情報通信のアクセス網の光化というふうな取り組みが計画されております。また、兵庫県におきまして復興計画の中でひょうごフェニックス計画というのがございまして、この中におきましても光ファイバー通信網の先行的な整備というふうな取り組みが継続されているというふうな承知をいたしております。

そういった意味で、具体的に加入者系のネットワークを持しますNTTにおきましても神戸市における光ファイバー網整備に積極的に関与するということでも態度表明もしておりますし、またそのような考えに立つております。

私どもとしましては、御指摘のように、この光ファイバー網を整備していくということで、その地域の経済社会の重要な社会インフラとしての効用が期待できる、あるいは被災地の経済的な復興にも大きな役割を果たすというふうな考えをもちますので、光ファイバー網の整備につきましても、神戸市、こういったところにつきましても積極的に支援してまいりたいというふうな思つております。

○岡利定君 ぜひ、効果のあるというふうに見えるような形で、ああ、やつぱりこういうふうになつていくんだなというふうなことが見えるような地域を優先的にやつて全国に進めていただきたいというふうな思ひますので、よろしくお願いいたします。

ところで、光ファイバーを使つていふんならマルチメディアが使われるということなんです、いろいろと技術開発が進んでくる中で、いろんな端末がいろいろ出てきてばらばらになつてくるというふうなこともなかもあつては大変だということ、なことを思つておるわけでございます。その中で、標準化というのはどこまで意味があるか疑問な面もあるかもわかりませんが、ある一定の段階まではやはり利用の標準化というふうなことが大変大事な課題ではないかなと思つておりますが、こ

の点について郵政省はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) 高度情報通信社会というのはネットワーク社会ということになりますので、相互運用性でありまして相互接続性ということが非常に大事なことでございます。推進本部の基本方針の中でも高度情報通信社会の基礎をなすものだというところで大変重要な課題だということに言っておりますし、それからG7の会合の中でも採択されました課題、方策と言っておりますが、六つございまして、その中の一番最初に書いてあるのがこの相互運用性、相互接続性ということとで、これを促進するようにということでございます。そして、この相互接続性とか相互運用性の一番の中核は標準化ということでございます。

今お尋ねの光ファイバー網の標準化の問題でございますが、いろいろな側面がございますが、一つはいわゆる広帯域ISDNといったものに代表されるネットワークの技術、それからもう一つは画像伝送というふうなものいわゆる端末の部分にかかわるような技術、それからさらにビデオ・オン・デマンドというふうなことに代表されますがアプリケーションの分野の技術、こういうふうなものの標準化を進める必要があるということでございます。

ただいまも申し上げました基本的なネットワーク技術でありますとか端末の部分の技術というのはITUの場でありましてその審議が進んでおりまして、私ももとしましては一通りは終了しているかなというふうな思っております。

今後、非常に大事なものは、ビデオ・オン・デマンド等のいわゆるアプリケーションの部分について光ファイバーを生かしたいいろいろなサービスができるように、そこそこいろいろになるから多彩に展開されていくということになります。その部分の技術開発、それからそれに伴う標準化というところが当面重要なことだと思っております。そういう意識を持ちましてこれから標準化の問題について積極的に対応してまいりたい

い、こう考えている次第でございます。

○岡利定君 最後にお伺いいたしますけれども、マルチメディア時代ということになりますと、現行のいわゆる時分制とかあるいは従量制を基本とした通信料金体系というのを抜本的に変更する必要があるんじゃないかという感じがいたします。そういう意味で、郵政省においても既にいろいろと検討されておると思いますが、この点についての所見をお伺いしたいと思います。

もう一つは、このマルチメディアサービスというのがある分野にあるわけですが、特にその中でも公共的なサービスというのはやはりだれでも公平にしかも安く利用できるということが一番必要なことだと思います。そういう意味で、いわゆるユニバーサルサービスというんですか、というものの位置づけ、そして具体的にどのようなサービスをするものか、盛り返すのかといったようなことについてのお考えがあればお伺いしたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) いわゆるマルチメディア時代を迎えるというふうなことで料金のあり方をどう考えていくかというのは、国民の皆さんが高度情報社会にあつてその便益を受けるという観点からは、料金の水準あるいは体系ということとが非常に重要だということに考えております。

現在の料金の体系というのは、ただいま先生から御指摘のありましたとおり、距離が長くなれば高くなる、時間が多くなれば高くなるということとで、我が国が電話のネットワーク構築をめぐってまいります中でもある程度標準化を図っていくという考え方でネットワークを構築せざるを得なかったという実態があったと思います。そういう意味で距離が長くなると高くなるし時間が多くなれば高くなる、こういうことでやってまいりました。考えようによつては、そういう利用の標準化というのは場合によつては利用の抑制的な要素にもなってくるというふうな私どもも考えているところがございます。

どういう形がいいのかということになります。が、高度情報社会、とりわけ広帯域ISDNのような動画画像が出てくる、あるいは時間的にももうたつぷり情報のやりとりをしていただくというふうなことを考えますと、それにふさわしいような料金というのが必要ではないかというふうに思っております。

特に、私も利用の実態を見てみますと、平成五年度の実態調査によりますと、平均でございますが、一つの加入電話が一日に使っている時間は十分三十六秒という数字が出ております。二十四時間のうち十分三十六秒しか使っていない。そういう意味ではあとの二十三時間と何ぼはどうなっているのかということ、たつぷり使うというふうな観点から大いにそういうことを考えていかねければならないというふうに思っております。

昨年の十月からマルチメディア時代のユニバーサルサービス・料金に関する研究会というのを発足させまして、そこで学識経験者を中心に御検討をお願いしております。二年間でやる予定でございますが、来年の五月にその最終取りまとめというところで、技術革新あるいは国民の皆さんのニーズの変化、これに適切に対応できるように、反映できるように、そういう環境づくりということとで検討を進めてまいりたいと思っております。

それからもう一つ、ユニバーサルサービスの関係でございますが、現在日本の国の中でユニバーサルサービスとして位置づけてもいいのかというふうな思ひますのは、一つはNTT法にありまふとおり電話のサービスというのが一つございまして、もう一つは放送法に基づくNHKの放送サービス、これがユニバーサルサービスとして国民の皆さんにあまねく提供されるものというふうななっているのではないかと思います。ただ、これから通信・放送融合時代あるいは高度情報社会というふうなことになると思います。先ほど先生からお話のありましたように、どこでもだれでも安い料金で多彩なサービスが受けられるというふうな

ことでございます。

そこで、ユニバーサルサービスの内容は、例えば電話一つをとりましても、今の電話からテレビ電話のようなものまでいくのかとか、その負担をどうするのかとかいうようなこと、これはアメリカもEUもそれぞれ国で大議論になって検討しております。最終的には国民の皆さんがユニバーサルな格好で受けるサービスということですので、広く国民の皆さんの御意見とかいうのも聞かなければならないというふうに思っております。またある意味からいいますと、みんなですれを負担していくということと事業者の負担をどうするかという調整の問題もございまして。

そういったことと、現実にはブロードバンドISDNのようなサービスがまだ出てきておりませんので、それが出てくるタイミングというふうなこともありまして、私どもとしてはそういうマルチメディア時代に向かってどういうユニバーサルサービスが国民にとって有益なのか、その負担はどうするのかというようなことを先ほど申し上げました研究会の中で今あわせて検討をお願いしております。今後ともそういう意味で適切に対処をしてまいりたいというふうに考えております。

○岡利定君 ありがとうございます。終わります。

○守住有信君 自民党の守住でございます。

今、岡委員の方から最後に非常に重要な料金体系の検討の話まで出ましたけれども、その前にちよつと出ました阪神・淡路の大震災、その復旧の中で先端的な光ファイバー等をあらかじめ計画的に導入していく、こういう御指摘もありました。

ただ、そのときに今までの予算を食うんじやなくて、災害対策予算、既に本年度一兆円、新しく補正予算を今御検討中ですけれども、一兆円を上回るこの方の災害対策予算の中への食い込みという利活用というか、これを発想の中にぜひとも入れておいていただきたい。それでないと、災害地域以外のところはある意味じゃ食われるわけ

す。過疎も食われるわけですよ。そのことは、せっかく災害対策予算を組んだから、物的な復興、都市計画、再開、これは当然ですけれども、さらにその中にビルその他一軒一軒も含めた通信の問題を災害対策予算、復興予算の中に含めていく。首相のもとに災害対策本部があり、一方、高度情報化の推進本部、両方あるわけですから、そういう発想で取り組んでいっていただきたい。

実を言うと、郵政の建設勘定も見ておりますけれども、これは我が九州なんかはちよつちよつなんです。それは専ら神戸地方のこれにどんと突っ込むわけですからね。それと同じような現象が起こつちやいかぬ、そういうことだけをあらかじめ、もつと積極性を持って大臣、御答弁を要りませうが、そういう発想で災害対策予算、これにも通信の問題をいれ込んでいく。一方じゃ総理の下で副部長でもいらつしやる。そういう発想で郵政省、国土庁や自治省、建設省その他、そういうあれを組んでいくわけですから、おともいも申し上げましたが、そういう発想、仕組みでビルドしていったらいいというのを冒頭お願いを申し上げておきます。

実はこの問題、無利子融資ということで、自民党通信部会を中心に、私も一員として、最初ほかの有名な斎藤事務次官の次官室に乗り込みまして、大体十年前、NTTを民営化して株式化したものが財源になったんじゃないのか、それをいわばお返しするんだと言つて、主計局長や次長に大分文句言つてあれしましたけれども、頑として他に先例がないと。Cパターンは第三セクターで、これはそうじゃないんですから。三セクも一部ありますけれども、そうじゃないからCにダッシュについて、そしてCのパターンでしたが、それに対してさらにあふるさと財団という、自治省とも一緒になつてこういう措置ができた、簡単に言うともう理解しております。

それで超低利と、超低利という言葉は使わぬ方がいいんだな、低利二・五%。公定歩合を今度またさらに下げろという議論、民間金利はどんどん

下がっている、こういうことがありますので、やっぱりそこはバランスよく低利融資、二・五%は余り超にはならぬよ。金利バランスから見ても、んなさい、昔なら超低利だけれども、金融情勢はどんどん刻々変わつておりますからね。

そういうあれで、しかしあとはふるさと財団という方式を入れて、特に私は自民党の過疎対策の議論に昔から入つておつて、大体過疎の特別法、過疎地域活性化特別法、議員立法ですつとやつてきた。過疎地域振興特別措置法、何年か前から活性化特別措置法。振興特別措置法は電気通信が入つておらんかったんですよ。そこで、自民党の過疎対策の方でわあわあ言つて、それで電気通信に関する設備と。あのときは谷審議官でございまして、彼は法律に明るいから、法制局にも行つておつたから、設備と言われた。施設とやつたら大がかりですから、施設じゃなくて設備という言葉を入れて、民放のテレビ塔から始まつて自動車電話とかオフトーク通信とかそういうものを始め出した、過疎地域に対してはね。

しかし、過疎地域というのは三千三百ある中で千百幾つ、我が熊本でも九十四市町村ありますけれども五十四が過疎地域。それぞれの先生方も自分の郷里、ふるさと、過疎、豪雪もあれば離島もあるわけですよ。過疎は議員立法でやつてきた、二十年。だから七割補助でございまして、あれは。過疎特別交付税、過疎特別地方債、過疎特別という名前がついてる。大蔵が五割以下に切り下げたいんだけれども議員立法だからできないんだな。そういう特徴を持つておる。こういうものも活用する。

そしてさらに、竹下総理時代の一億円ばらまきと言われたけれども、これが原点になつてふるさと財団という何百億の基金を持つて、それで利子補給をしている。いろいろな実績があるわけですよ。やつとここへ入つたんだと、こういう印象を私は持つておまして、おくれればせながらではあるけれどもよく頑張つてくれた、そういう気持

ちでおるわけでございます。さて、一遍ここで立ちどまつてやつぱり過去を、過去といつても二、三年、あるいは三、四年振り返つてみる必要がある、私はそう考えたわけでございます。

そして、この機構の問題、定員わずか百十名。機構は一つしかないのですからね、郵政は。いろんな仕事があるようにあります。時間がないから一々申し上げません。それで、今度新たに機構の業務、こういうふうになつていくわけですね。融資とか出資とか債務保証とか、こういうところの仕組みがある。今度新たにまた出てくる。そうすると、今度は実践の話で百十人というふうなことができるのか。しかも相手は事業者だけではない。過疎の市町村あるいは病院とか学校とか、CATV業者とか回線業者とかいう業者任せでできないようなものまで結びつけにいかぬわけですね。

そこらのところを前からも、おともいも申し上げましたけれども、地方電監、地方の強化ですよ。定員じゃありませんよ、能力、行動の強化、これが非常に大事だと思つておるんです。

率直に言いますと、今まで地方電監の無線の免許、無線の申請者が向こうから部屋へ来るわけですよ、地方電監へ。それと応対しておればよかった。せいぜい技術の調査ぐらいでよかったけれども、今はもう全然変わつてきたわけですね、役割が。最大が県との関係、それから過疎等々の市町村との関係、これを直接やらぬと、これまた自治省任せでもだめなんです。自治省も、郵便振替法のときも言いましたように、地方自治が原則ですから、各県各市町村の自主性にお任せでございます。制度をつくるのは自治省、中央政府でやれますけれども、この実践力というか、これをやつていかぬと本当に成果は上がらぬなと。一つ私お尋ねしたいのは、まず放送の方からいえますけれども、かつてNHKが難視解消で一生懸命アンテナをつくつた。今度衛星だ、天から降ってくる。ところが、過疎の貧しい山村地域、

林業はみんな没落でございます、金がない、チューナーがない、あるいはアンテナがない。そこでやつとこういう制度がつくられました。

そして、パンフレットを見てみましたら、これは通信・放送機構がつくつたパンフレットでございますが、あれは平成になつてからすぐできたんですけれども、平成六年度、全国で二千八百八世帯、町村で一基とか二基とか、中には鹿児島県の東市来町のように二百三十七とか鹿児島県の東郷町、非常に鹿児島県は力を入れておるなというところを感ずるわけです。あの広大な北海道で、足寄町は一基、一帯ということですね。陸別町は一、興部町は二、平取町が六十八とつとあつて、神奈川県津久井町、あの周辺でテレビが見えぬのだな、地上波は見えぬのだなと、七百三十二基、こういう特異なところもあります。しかし、全国合計すると二千八百ぐらい。

これは、大森さんも何年前、徳島に調査に行つたら何ぼあつたということが私は頭の中に残つておつて、さて全国としてはどうだろうかと思つたら、三千ぐらいおつておられますけれども、大体そういうNHKすらも見えない、地上波さえ見えないところがマクロ的に何世帯ぐらいあるんだらうか、そしてもう既に五、六年たつたはずですが、今何割ぐらい解消に向かつておるんだらうか。ここを、部下の方が資料をお持ちなら、全国のNHKの難視地域が何万世帯あつて、今までの方策によつて、助成によつて何ぼぐらい消えたんだらうか。おわかりですか、急に言い出したから全体が残つておるやつが何万世帯で、これに向かつて何ぼ片づけておるんだらうか。一年に三千弱だ、あと何年かかるか。

ちよつとデジタル化、光ファイバー、CATVの前に一歩振り返つて、せっかく放送波の仕組みをつくつた、それがあとどれくらいかかるであらうかなと。これは別の局長のときにやつたわけですよ。私は立派だと思つておつた。さて、後の執行面の方が末端に行くといつていいので、山の奥の奥ですから、これは大変ですよ。パンフレ

ツトぐらい送っただけじゃびんとかないんだ。町村もみずから助成せぬとこの国からのあれは受け取れませんか、そこらあたり、ちよつとアバウトなあれで結構ですからお願いしておきます。

○政府委員(江川晃正君) 先生御指摘の施策は平成二年に始まった施策でございます。通信・放送機構に三十億円を積み立てて、その益金から出資してやっていくわけでございます。

それで、結論から申し上げますと、見えない地域というのは固定的に幾つあるというのではありませんで、少し解消するとまた新しく見えなくなるというところも出てくるようなことがございまして、何か夕日を追っかけているような部分があるように見えるとございまして、そういう意味で、昔からまだそんなに残っているのかと言われるかもしれませんが、現時点で申し上げますと、NHKの見えない部分というのが五万世帯ほど残っているというのが現在でございます。

これは、先生も今おっしゃいましたように、平成六年度は五十一市町村で約二千八百、三千弱を解消していくわけでございます。一年間でこのぐらゐの解消でございまして、見通しの言いますともう少し時間がかかるかなという感じはいたします。

それにしても、この施策で六年度末現在で百五十七市町村で約一万一千世帯に助成が行われて、よい方向に進んでいるところでございます。

○守住有信君 五年間、初年度は無理はないと思えますね、周知徹底に時間がかかりますから。四年間と見て一万世帯、あと残り五万でございまして、多少動く、それは正確に何%ぐらゐかどうか知らぬけれども、NHKで捕捉しておられると思えます。

やつぱりこういうのも、過去にやった法律、制度、助成、これも徹底して力を入れていかぬと、ややもすると新しいの好きで、妙な言い方をするけれども、大森さんみたいに言うけれども、私は脚下照顧といつも言いますが、過去の局長時代に

やったやつたのフオロー、これがややもすると、大臣に申し上げておきますよ、局長がちよこちよこかわるでしよう、それで部下の課長もちよこちよこかわつておるんだ。そうすると新しいものばかり言つて、前の局長、前の前の局長時代の施策が十分徹底していない。だから、こつちとこれと両面要るんですよ。

そういうあれで、本省だけでなくて地方電監、機構はもうろん含めて、機構は大変ですよ、たつた百十人ぐらゐいしかいないんだ。現実でしよう、百人。それで全国ですよ。今の三法もありますし、今後新しい勘定を設けてやられる。それから過去のやつも幾つありますか。それを我が省は機構一本。通産省などいっぱいつくつておるものだから、本当にうんとこつちは出おくれたという思いを私もしておるわけでございまして、この一つの機構を活用しながら、しかしそれを支援するときには地方電監、もう一つがいろいろな世界の全国的な事業者団体、私はこれが非常に大事だと思うんです。まして民間活力ですから、民間の自主的な取り組みを地方とも組んで、本省は当たり前でなければ、地方電監とも組んでやらせればよい。

そして徹底を図る。

しかも、アプリケーションという言葉は嫌いですけれども、公的サービスだから、こつちの世界は民間の世界じゃないんです。地方公共団体や病院、学校とかいろいろ今ちよつと話が出ましたけれども、そういう世界にこういう高度情報通信というの理解が非常に難しい。自分自身でやってみましても、先生、そんな話ばかりしておると選挙は落ちますよといわれる。実際そうなんです。もう農業の話とか山村の話をした方がアピールはするんです。ところが、おれは郵政省だからなとか言いがらそういう話も入れ込みますけれども、現実的にそれが今まで長い間なかったんです。

近ごろやつと自治省も官房に情報管理室なんかを設けておりますけれども、自治省も局は少ないんですよ。官房と行政局と財政局、裏づけが財政

たつたそれしかないんですよ。しかも、地方自治ですから、地方分権ですから、やつぱりどうしても直接指導はないんだ、し切らぬ。それは地方自治を乱すことになりまさらね。そこは哲学があるんです。

だから、我々が直接地方の県や市町村と組んでいかぬと、この過疎対策、雇用の拡大とか、これは民間のそういう事業者、後ろにある業界団体、それと市町村、県、これをどうやって結びつけていくかという実践論の方から、推進論の方からこれを日ごろ、私は地方区議員なものでからもいろいろ、農水省だろと建設省だろと、厚生省だろと文部省だろと自治省だろとずつとやる。皆さん方にも地方区議員もおられると思ひますので、これと情報通信、郵政を結びつける、こういう角度でやっております。

ちよつと一方向的にお話ししましたけれども、そこらあたりを十分御認識いただいて、これが通つたら後はいかにして実践的な戦略、戦術、方策を立てて推し進めるかという、そして今度は民間や地方公共団体とも、特に地方の電波監理局、今は電気通信監理局の役割を十分やっていただきたい。あれは通信もCATVも両方やっておるわけなんです。今は局は違つておるわな、こつちは放送だ、こつちは通信だ、政策局がアウフヘーベンだね。ところが、地方は電気通信監理局長のもとに一緒でおるわけですよ。同じ部屋の中におる。もう階段を上がらぬでもない、同じフロアの中です。からね。そういう認識を私は持つております。

地方電監と地元市町村、民間も含めて地元の業界、これを余計緊密な、協議会とか社団法人も全国的なテーマでもあるから当然おつくりになる。同時に地域でかつとある。そして、大都会ばかりじゃなかとつとある。そして、私地方政治家としてこれを一番念頭に置いておりますので、お話をした次第でございまして。

それからもう一つ、この前も一通やりました、光ファイバー網あるいはCATVが日米比較

で非常に日本がおくれているというふうなマスコミあるいはいろんな評論家がいろいろ書いておりました。いろんなのが出ておつた。これは御承知と思ひます。CATVがアメリカと比べておくれとおるか光ファイバーがおくれている、なぜそうなのとおるかという点に對して、ただ記者会見で、記者クラブでちよつと説明した、そんなのじゃなくて、もつと郵政省は堂々とそういう経済評論家と対談をする。そして、いろんな専門雑誌、「論議」じゃありませんよ、これは言つておくけれども、そうじゃなくて、そういう専門の業界誌に對談が出る。場合によつてはNHKのテレビに出る。かつて森課長がNHKのテレビに出てやつていましたよ。ああ立派だと思つた。何もサリンのあのオウムのデパートじゃなくて、そういう場に出ていって、民間の学者や産業界の人たちとそういう映像を通じて認識をしてみよう。

本論に戻りますけれども、CATVがアメリカはこうで、確かに数字を見れば、CATVだけを比べればそうなんです。ただ、私は、NHKは当然ですけども、地方民放もチャンネルプランをつくつて四波体制、それで難視聴解消、民放に對しても、そして、いろいろ過疎対策とか民放のテレビ塔のこういう補助とか、ずつと積み上げてきておるわけなんです。ところが、アメリカはもとと民放だから、そういうチャンネルプランとか過疎対策、FCCあるいは州政府はそういう義務、規制は何もない、どうやろうと自由だということなのか、民放の放送波の方、これが十分でないからこういうふうなCATVとかモアチャンネルとか、この発展が私はあるんじゃないかと思う。そこらあたりをよくわかるように御説明いたしたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) 先生の御質問に對するお答えは大体先生のお言葉で尽きていますところがあるように私思ひますが、CATVの日米比較のところでも申し上げますと、確かに数字に差がございまして、ちよつとその差のことを触れさせていただきます

すと、加入世帯でいきますと、ここがいつも言われることですが、コンマ以下は省略しますが、アメリカは六二％、日本は二七％ぐらいポイントの違いがあります。加入可能の世帯数は、アメリカで九七％であるのに日本は二二％しかないとか、稼き高で申し上げますと、市場規模でございしますが、アメリカは二百三十億ドルも稼いでいる。日本はまだ……

○守住有信君 円で言うてくれ、円で。

○政府委員(江川晃正君) 大体その八十倍というところで、百倍すれば二兆三千億でございします。その八掛け、一兆六千億ぐらいでしょうか。それに對して我が方は七百億ぐらいでございします。ということ、違いがあるということは確かでございます。

しかし、なぜなのかということをお聞かせますと、先生御自身のお言葉をお借りしてあれですが、まさに四波化体制ということをお聞かせました。この結果どうなったかと申しますと、NHKのほか民間放送が四チャンネル以上見られるところ、日本国は全国で九〇％でございます。つまり六チャンネル見られるわけでございます。六チャンネルが見られるような政策をとってきたということがあえて言えばCATVを必要としなかったという一面があるわけでございます。そういう意味で、普及に違いが出てくるというのは、数字の違いはその辺ではなからうかと思ひます。

そういうことでございますので、一概にこれはおかれておられると言っているのかどうかというところは、時と場合にもよる言い方ではないかと思ひますが、CATVの事業者には先はまだ商売の可能性がこんなにはないといふこと、これを激励するためには、アメリカに追いつけ追い越せという意味では随分おられていふこと、一つの便法かもしれないが、腹の底からおかれていふと信じ込んじやたらちよと日本国も寂しい話になってしまいます。

そういう意味では、私たちは事実の差は承知し

ておりますが、そういうことを頭に置きながらCATVの振興施策を打とうということであるんな施策を打っているところでございます。今回の法案もその一環でございます。

○守住有信君 おっしゃるとおりだと思っております。ただ、時代は六チャンネルでは済まない時代になって、衛星放送からさらにマルチメディアへ向かうわけですから、ここはやっぱり違いは違いで過去のあれは明確にしておいて、なぜそうか、しかしこれからはこうだとかいう、これも新しい時代に向かつての挑戦の一つだ、第一歩だ、こういうふうにも理解しております。

さて、そのCATVですが、実は御承知のとおり、東京、大阪、名古屋、福岡には財団法人のCATVがございします。これは、私はまだ若かったんだけれども、有線テレビジョン放送法ができたのが四十七年ですか、それ以前にまず東京でこのCATV、最初はいわゆるビル陰障害、その対策をやるという動きがあつて、そして思い出すのは浅野賢登さんが電波監理局長のときに、あのときは佐藤栄作首相で、私の五高の先輩、佐藤さんも五高だけれども、それが動いてやろうとした。そのときに法がないから、実は財団法人東京ケーブルテレビというか、これでスタートして大きな都市まで行っちゃった。

ところが、四十七年に法律ができて、法律ができてまだ福岡なんかもその後財団法人なんです。四十七、八年でございします。そしてビル陰障害対策。この財団という形と今は既に民間株式会社、資本の論理と技術の論理と人材。ところが財団なものですから、これは発展性、新規投資がでない、新しい出資金、これがなかなかできない。そうすると、どういうことかという、株式会社が増資に次ぐ増資ですよ。それで大資本も入ってくる、系列の、今で言ったら伊藤忠とかどこでも、それでどんどん発展する。

ところが、財団法人という枠で縛られておりますので、私は最後の次官のころ、あのときは平野君だったかな、まだ電波監理局長だったけれど

も、これを改組しろと言った。解散すると国庫に帰属します、財団法人は。だから、それはCATVその他の調査研究機関として一方残して、出捐者を中心として今度は出資者その他大同組合して株式会社でいふことを言ったんだし、その後も言い続けておりますが、依然として最大の都市で財団法人が残ったままです。

新たに福岡もつくるときにケーブル21、二十一世紀を目指す、あれはアメリカも技術提携しておりますよ。あのときアメリカが圧力をかけてきた、CATVもクロウズドだ、何のことはない、具体的に福岡のケーブル21はアメリカもやつた、アメリカと組んでいる。出資の限度はもちろん守っておりますけれども、そういうので、通信摩擦の中で、そのときはCATV摩擦も起こり出したでしょう。それでこうなつたんだ。アメリカも引き下がった。それは限定されておるわけですよ。福岡市の西区と南区だけ。ここの肝心のセンターの方にある財団法人は一向活力がない。活力がないのはなぜだ。投資力がない、財団法人の。そういう現実もある。

もう時間がないから詳しく申し上げませんけれども、この四十七年以前から始まつておる財団法人をそのままにしておいて、果たしてその持つエリアを光ファイバーに変換とか、やれるのか、やるのか、こういうことでございします。その財団法人の理事長に向かつて、郵政も何か理事か何かでちよこつと入つておるぐらいだけれども、事務局長が何か知らぬけれども、呼んで、そこを問い詰めてもらいたい。そして、だめならやつぱり株式会社ですよ、民活。それで、ここの財団法人としての役割は調査研究、公的にして、こちらはやつぱり株式化したいく。東京、大阪、名古屋、福岡でございします。これは今まで部下からお聞きになつておられますか。あるいは前の引き継ぎとか、その点どういふふうに取り組まれるか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) この問題につきまして私は私承知しております、先輩の大事な仕事の

一つということで引き継いでいるところでござい

ます。例えば、具体的に一つ申し上げさせていただきますと、九州の例でなくて恐縮でございますが、例えば東京でいきますとこの手のケーブルビジョンは線路に沿つてでさうがってありますから、全部細く狭く長くつとつたがってあります。それが東京の中に大規模CATV、都市型CATVをつくらうとするときにその部分だけが抜けてでさうしようという結果になつてしまつていふわけでございます。

しかも、線路沿いのこで言う財団法人のケーブルビジョンは余り活性化されていらない、チャンネル数も少ないということ、お客さんの方から見ますと本当は道路一つ隔てたこちらのあれに入りたいという気持ちがいっぱいある、そういう状況をよく私たちも承知しております。

それで、何とかビジョンという会社につきましましては、そういうときに隣のものと共同して一つのものに合体してやつていけるようなことができれば、今先生のおっしゃる意味で、それは一つの手法だと思ひます。調査機関にして残しておく、それから株式会社化していくというのもそうかもしれませんが、いろいろなやり方で活性化し、かつ都市型CATVに転換、発展できるような、そういうことでこれらができないものかということ、これは検討課題としていろいろ対応しているところでございします。

平たく言いますと、先生おっしゃいますように、例えば株式会社化というのどんなものだろうとかいうことで、具体的なそれぞれのケーブルビジョンについていろいろ議論をしたり、それから実際に折衝したり接触したりしているところでございます。

○守住有信君 あれはたしか浅野先輩から聞いたんですけれども、昔はビル陰障害、特に首都高速道路、これがわあつとできております。巨大なビルがどんどん建ちます。そうすると、こつちが肝

心のNHKや民放すら見えぬ、こういうことがある。そこで、財団法人でスタートは切った。いわゆるビル陰は原因者負担ですから、道路公団とか、その他から大分出金が入っております。後の補償まで入っております。これが私は過去の遺物というか邪魔になりはせぬだろうか。

というのは、面的な発展でしょう、それでだんだん規制も緩和されていくわけでしょう。すると過去に現実のこの部分が残っております、東京都区内に。それでどんだんほかの区は、例えば文京区なんか、文京区も金を出して後楽園、その他渋谷区も堂々とどんだんやっております。私はそこそこが非常に今後足かせになりやせぬだろうか。

まして、これを光ファイバーでやろうというときに、過去一番速く走ったのが過去の遺物になって、遺物だけならいいけれども、邪魔になる。それは住民のためですよ、その地域の。ということが非常に前から気になっておつて、せっかく今度の光ファイバー導入、CATVにすらも導入する、そういう新しい時代のCATVをつくる、これは御立派なんだけれども、過去のそういう現実の遺物がある。

もう福岡はよく知っております。そのケーブル21をつくる、福岡市庁まで行つたんだ、私。それがあつたために、それで九州電力も出捐しよつたけれども、だんだん真実がわかつてきて、電力の社長さんもこれはあれだ。

しかし、だれか泥をかぶるやつが要るんですよ、これをあれするとき。長い間開いてくるんで平穩にきた。これから、こうなっていくときに本当は泥をかぶるやつが要るんだけれども、そういう人がなかなか出てこぬ。江川君も待の方だから、うむなんて思ひながらここにおるわけでございます。これはひとつ、過去のものはある場合には変革せにやいかぬ、そして新しい時代に備えにやいかぬのに、四つだけあるんですよ。しかも大都会の中にあるんです。これは御認識をさせていただいておきたいと思ひます。この点はここで終わります。

ます。

また話題を変えまして、もう一つありますのが放送機器メーカーの世界、あの通信機械工業会とは私が政策局長以来、次官のときも非常に緊密な関係を持ってまいりました。ところが、放送機器の世界は電子機械工業会なんです。あれは通産省だ。電子機械工業会はコンピュータだけじゃないんだ、放送機器が入つてゐるんだ、端末その他、コンピュータも使ひながら。電子機械工業会の中に放送機器が入つてゐるんですよ、これ通産だというんだ。この部分は違ふじゃないかと。私は、機械工業会の専務理事まで私の部屋に呼んでおつた、実は、何か協議会をおつくりになつたようだけれども、電子機械工業会、放送の關係だけはある意味じゃ郵政省の所管ですよ、コンピュータは全部向こうかもしれないけれども、これだけを注意喚起させていただいて、時間でございましてお約束どおりやめさせていただきます。

○栗森喬君 私の都合でちよつと質問の時間を繰り上げていただきました、感謝を申し上げます。それから、幾つかの点について質問をさせていただきます。

まず最初に、今度の加入者系光ファイバー整備促進のための融資制度を新しくつくつたという努力については多とするものでございます。問題は、経過もいろいろあるわけでございますが、当初無利子というて頑張つたわけでございますが、無利子でなくなつた。超低利融資で、さつき守住先生もおつしやつていたけれども、超低利というのはちよつと言葉としては、入るまでは宣伝として使うのは結構でございますが、この言葉を使つても使つてゐるというのはいかがか。この金利のあり方を含めて運用の仕方について幾つかちよつとお尋ねをしたいと思ひます。

一つは、公定歩合を恐らく引き下げざるを得ないというの、これは私が決めることではない、日銀の總裁が決めることですから余り越権的に申し上げられないとしても、市場金利が自動的に下

がる。市場金利との比較で高いか低いかわつたところが一つの問題でございます。例えば、これは財投の資金を使つて四・八五でやるわけでございますが、これはひよつとすると下がる、年度ごとに決めているはずでございますから、そうすると、まず下限金利の二・五％というのは、そういう市場金利の変動があつても動かすことのできない制度として認識をするべきなのかどうなのか、まずそのことお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 先生から御指摘いただきましたとおり、これが超低利融資と言ふのかどうかというところはあろうかと思ひます。超低利融資の行き着く先が無利子融資ということに相なるわけでありまして。ただ、一つの区分といたしまして、今、財投金利で四・三％、Cになつてこれが三・五％という意味で超低利融資というのがあつて、その区別で申し上げてゐるという意味合いでございます。まずはそういうふうな御理解を賜りたいと思つております。

率直なことを申し上げますと、私も、加入者系光ファイバー網の推進のためにはよりまた充実した政策というのを考えていかなければならぬときもあるのではないかとことも考えられますので、先生おつしやるような意味のことはしっかり認識をして進んでまいりたいと思つております。

ところで、金利の關係でございますが、要するに財投、政府關係の金利という意味では現在のところ二・五％というのが幾つかの支援制度の中での一番安い金利になつております。そういう意味では、財政当局の方々はよくこれを金利体系、こういうふうにおつしやいまして、それが下限だということ言われております。このことにつきましては、今回のこの制度の整理に当たりましては、いわゆるNTT-Cの融資に対して二％の範囲内で利子補給を行つていくということですが、利子の補給の仕上りの金利の下限を二・五％にするということ動いております。このことにつきま

して、現在の公定歩合というものが下がつたとしても、基本的には当面この下限をすぐ変動させるというようなことはないものというふうな認識をいたしております。

これはある意味から言ひますと、現在の金利体系ということがある程度前提でございます。そういった意味では、現在考へてゐるような金利体系以外のことで大きく何か事情の変更でも出てくるというようなことになれば、私もはさらにはまた研究はしていかなければならぬものではないかというふうな考へております。そういった意味では、政府内部の整理をいたしまして、今回御審議をいただいておりますの限りにおきましては二・五％が下限というふうな申し上げざるを得ないところでございまして。

○栗森喬君 逆のこともあるんですね。といひますのは、今、公定歩合の水準、市場金利も大変低うございます。日本の経済をどう見るかということもございまして、高い金利の時代にシフトしたときに、これは二・五％を逆に守れるのかどうかという問題が裏返しにあるんだと。

全体の金利体系というふうな言われましたが、ぜひともその水準は維持していくという立場をやつぱり郵政省としては、その分だけ原資や基金を積みかさねていこうというだけではない、特にこの制度が一番重要なものは、情報通信基盤をつくるに、いわゆる都市の間では比較的一般に事業者が積極的な投資意欲を持つだけけれども、過疎のところで光ファイバーを引く勇氣というのは大変な勇氣だと思ひます。人口当たりでいくと、引く距離というものは、投資の回収も大変なところでございまして、制度として定着をするときには、やつぱり私は強調すべきは、全国に光ファイバー網をちゃんと、まさに公平に皆さんが情報通信のサービスを受けられる体制として不可欠なものとして、ぜひともそういうふうにしていただきたいと思ひます。

金利が上がつたときには当然またこれ上がつて

いくという理解なのか、そういうふうに郵政省としては予算をやりくりしてでもやるというような優先的な課題としてお考えなのかどうか、そのことをお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 利子の補給というスキームを用いまして二・五%と、今回こういうような下限の金利になっていきます。現行の財投金利が上がり出していった場合のことについてでございますが、政府内部で今回の整理といたしましては二%の範囲内ということですので、財投金利がずっと上がっていきまると、二%の範囲内です。から二・五%を上回る結果になるということもあり得るということでございます。

そこで、私どもとしてそういったことについて、郵政省の予算全体のプライオリティーの問題はありますが、目下の利子補給のスキームとしては二%の範囲内において利子補給分の原資が認められるという形になっておりますので、現行のこの制度からいきますと二%の範囲内で財投が上がり出したときに上がらざるを得ないということになっております。もう一つ、このことにつきましては二〇〇〇年までの先行整備期間の五年間ということと考へております。

そういう意味で、例えば先生お話のありましたように、だんだん整備をされていく中で過疎地とか何かが出てきたら一体どうするのかというような問題というのは、今後進捗状況を見ながらそういったことについても政府の役割として考へなければならぬときも来るのではないかと、このこと、今先生からお話のありました点は今後の私どもの課題ということで受けとめさせていただきます。というふうな思ひでございます。

○栗森喬君 二〇〇〇年という先行的な要素でやられた意味は十分わかりますが、ぜひとも全国で光ファイバーがきちんと整備されたという完結の見通しを二〇〇〇年の前にまた検証したり盛りつけをしていただくことを要望します。

次の問題として、NTTの諮問の問題の中身について政府というか郵政省の見解をお尋ねしたい

と思ひます。

まず、この間も同僚委員から話があったわけですが、NTTの会社のあり方を諮問するに当たって副題に「ダイナミズムの創出」というふうな書いてあるわけでございますが、何でもこんな言葉が出てきたのかというのとは前回も質問が出ていました。私も、なぜなのかなということや、G7のときの文章から引用された、こういうふうな、今まで使っていないのが出てきたとすればこれしか考えられせん。

この文章をちょっと読んでみて思ったわけでございますが、世界に米英タイプとEUタイプという両方のタイプがあるということとをまず一言いながら、「保護主義を避け、反競争的行為、特に支配的地位の濫用により競争が制限されないようにする必要がある」、そして「ダイナミックな競争の促進」というふうな書いてあるわけですが、今の日本の現状はこの「諮問の背景」の文章から見てどこに位置するのか。

といひますのは、現状について何となく否定的な文章としてこの副題をつけられたのか、余り意味がないんだよというふうな理解をすればいいのか。諮問ですから、その立場についてはつきりさせていたいただきたい、こういうふうな思ひでございます。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 先般、電気通信審議会に諮問させていただきましては、「日本電信電話株式会社」の在り方について「情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて」、この諮問をさせていただきまして。

結論的なことを申し上げれば、私どもは意味のある、気持ちを含めて諮問させていただいたというふうな考へております。いろいろな人のいろいろな議論はありましたが、私ども、情報通信基盤整備というふうなことで一昨年から検討しております。ときから日本の情報通信産業のダイナミズムというふうなことは言っております。私どもの政策あるいは対外的に発表したものの中にもダイナミズムの創出とかそういう言葉を使ったりした

こともございました。

であります。今回こういうことで諮問させていただいたときには、大臣に御出席いただきまして二月二十五、二十六日のG7の会合で八原則六方策というのが方策として盛り込まれたわけでございます。G7の対応というふうなことでG7における八原則六方策というふうなことが盛り込まれました。その第一番目にダイナミックな競争の促進、プロモーション・ダイナミック・コンペティションというふうなことが言われております。

そういったこともありまして、「諮問の背景」というところは、今までですと余りこういうことを書いてきた例は必ずしも私どもではないのでございまして、現状認識という意味で書かせていただいたということでございます。

そのときに、何を意味しているかということですが、プロモーション・ダイナミック・コンペティションと言っている議長総括がありますが、その議長の総括あるいは議長コメントというのを見てみますと、このダイナミック・コンペティションということについて、いろいろコンペティションのことについてそもそも議論があったということなんです。その中で、保護主義を避けて、反競争的な行為、特に支配的地位の濫用により競争が制限されることのないようにするという意味合いがG7のダイナミック・コンペティションという中にはあったということでございます。長くなりまして恐縮でございます。

そういう意味で、私どもとしてはそういうことで活発な競争が国内外ともに展開される、それが国民利用者のためにもなるということを考へて記載させていただいたものということで御理解を賜りたいと思ひます。

○栗森喬君 背景などについてはそういう状況、国際的な大勢との間の協調も考へていかなければならない、きょうはそのことを議論している時間とも私としては持っています。そういうこと、逆

にこれは大臣にちよつときちんと整理をしておいていただきたいのは、政府がいろいろとそういう条件をつけたということでありまして、国会の問題ということになれば、日本電信電話株式会社法の附則第二条の政府措置にかかわることである。政府は言つたけれども、国会はあれに拘束もされてないし、むしろ大臣の立場からいってもきちんと白紙で議論をさせていただくという立場であるのかどうか、確認の意味でひとつその辺の見解をお願いいたします。

○国務大臣(大出俊彦) 私は、五十七年七月末の一番最初の行政調査会の答申がございまして、このときから質問を始めまして、六十一年の会社法、事業法改正、これも予算委員会でも長い時間質問をしておりますし、平成二年のときも携わっております。これはやっぱり政府の責任だということになる、これは。皆さんがどうであらうと、政府はこういう責任を果たしますという答え方をしております。ちよつと四月から来年三月末までであり方について諮りますと、こうです。

ですから、私は五十嵐さんに、担当局長ですから、ずばつとどこにも偏らない、全くの白紙で、こういう経過で、経過は私の方がよく知っている。だから、こういう経過で、全く白紙で、こっちにもこっちにもつけないと思へば幾らでも色はつくが、つけないというところで、そして現状あれから今日まで時間がたつていくという周辺の変化もあるんで、その変化というものを一つ考へながら白紙で諮問すると、幅広い変化がこんなにあるんですよということも含めて、国際的な人々競争もあるわけですから、含めて議論します。時間はじつくりかけて、必要な公聴会でも何でもどんどんやるぐらいのことまで考へてやってもいいという意識統一を局長と私がしまして、その上でこれでいい。

今のダイナミック云々というのは、私も出席して、参画して意見を言っている一人でございますから、そういう意味で国際的なそういう状況だということをうたつた。だから私も異論

それによりますと、二十一世紀に向けて我が国が物、エネルギーの大量消費によって生み出された工業化社会の限界を克服するためには、人間の知的営みである情報、知識の自由な創造、流通、共有化を実現し、生活文化、産業経済、自然環境を全体として調和し得る新たな社会経済システムを構築していくことが必要である。このために、は、ネットワーク、アプリケーションのみならず、社会の価値観、法秩序をも含めた情報通信基盤整備が不可欠だと。ちよつと長くなって恐縮でございますが、正確に申しますとそういうような趣旨のことが述べられているところでございます。

このうちで最も基盤的な社会資本であるネットワークの整備というものにつきましては、我が国

○三重野栄子君 二〇一〇年といいますが今五十歳の人が六十五ぐらいになるんです。五十歳の方がうまくそういう機器を扱うことができるんですけど非常に便利になって高齢社会になつてもいいと思いますけれども、ひよつとしたらもうちよつと先の方じゃないとこれは全体的に生活を豊かにするということについてはなかなか難しいかなとちよつと思つたりしています。今の二十代、三十代

るようになる。在宅医療支援ということで、老人医療とか健康管理が一層行われるようになる。ホームショッピングという点でいえば、デパートと

ットワクの接続あるいはマルチメディアのサー
ビスというものは、先日、京阪奈に参りました
きにマルチメディアのサービスは見てきたん
ですけれども、各家庭はどのような方法で
できるのでしょうか。機器の設置、それから
その接続というのか。

ようなものも含めまして今後どのようにしていくのか、見直しをお願いしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 最初にCATVがこのたび格段に高い公共性を与えられたということでお話ございましたが、全くそのとおりでございます。ただ我々、CATVにつきましては従来から公共性の高い放送手段だということを要求はしておりました。それがやっぱり本当の意味でCATV自身の発展とマルチメディア化というようなものとの時代がマツチして、今回まさに低利融資の対象として認められた、そのことが即公共性の高いものとして認められたということでは一致しているわけでございますが、そうなったものだというところで私たちはそう理解しているところでございます。

そこで、そういうふうな公共性の高いものとして認められたということにつきましては、この審議会におきまして加入者系光ファイバー網の整備主体については次々に言うていきます。電気通信事業者からのアプローチとCATV事業者からのアプローチが可能であり、光ファイバー網の整備に当たっては可能な限り競争状態を創出していくことが消費者利益の増進に資することになると言っております。ちよつと最初の一行を落としたが、情報通信基盤の整備に關しましてはということでございます。その主体が両方、電気通信事業者とCATV事業者と、こういうふう

に二つ、競争的というふうな言われたわけでございます。この答申を受けまして、この法案においてはCATVを光ファイバー網の整備主体として支援の対象に加えたというわけでございます。なお、饋線点までで個々の家庭のところまでは行かないということにつきましては、繰り返しになって恐縮でございますが、この法案においてはおっしゃいますように利子助成の対象は幹線部分までとしております。これは、幹線部分は加入者のニーズがあった場合に即座に端末設備まで光ファイバーケーブルを引き込む体制をとるために必要な部分でございますので必要なんですが、しか

し将来の光ファイバーのニーズの円滑な立ち上がりのためには、そういう意味では不可欠な部分である反面、先行整備の色合いが濃くて、加入者がある程度に達するまでは投資の開始が困難な設備です。そこで、その部分に対してまずこの対象にするというふうなやつたわけでございます。

それから先の部分、家庭にまで行く部分というのは、家庭への配線部分につきましても今後のマルチメディア時代を考えればその整備を推進していくことが重要だと考えているということでは申し上げるまでもないと考えております。そういうことで、その結果、先生の最後の御質問になろうかと思いますが、CATVがマルチメディア時代の中核的な情報通信基盤となるということが期待されるわけでございます。どういうサービスが提供されるんだということになりますと、また同じような言葉が並んで恐縮でございますが、例えば放送型のインフォメーション、エンターテインメントとかCATV電話、在宅医療、在宅教育学習、インタラクティブゲーム、ホームショッピング、電子新聞、ビデオ・オン・デマンド、データベイス図書館などなど、我々が今考えているよりももっといろんなものが出てくると思います。ここではこういう言葉しかちよつと浮かんでこない部分がございますが、どんな事業者はすばらしいソフトをつくっていつてくれるんじゃないかなと考えているところでございます。

そこで、郵政省としまして、今後ともCATVの普及、発展のためにそういうものが出てくるようなさまざまな支援を、本法案をベースにしつつ、また中心にしつついろんなことをやっていたいと考えているところでございます。○三重野栄子君 前段に御説明いただきました電気通信事業とCATVが競争状態でうまくいくという、そこらあたりが私としては理解ができません。それからもう一言御説明いただきたいと思ひます。それからもう一つは、接続というときには、下水道を引く場合に、道路まではあるけれどもその敷地内は自分でしなくちゃならない、そういうのと同じような考え方になるんでしょうか。こんなところに道路を持つてきてもあれなんですけれども、そういうところですね。

敷地内は自分でしなくちゃならない、そういうのと同じような考え方になるんでしょうか。こんなところに道路を持つてきてもあれなんですけれども、そういうところですね。

敷地内は自分でしなくちゃならない、そういうのと同じような考え方になるんでしょうか。こんなところに道路を持つてきてもあれなんですけれども、そういうところですね。

敷地内は自分でしなくちゃならない、そういうのと同じような考え方になるんでしょうか。こんなところに道路を持つてきてもあれなんですけれども、そういうところですね。

敷地内は自分でしなくちゃならない、そういうのと同じような考え方になるんでしょうか。こんなところに道路を持つてきてもあれなんですけれども、そういうところですね。

敷地内は自分でしなくちゃならない、そういうのと同じような考え方になるんでしょうか。こんなところに道路を持つてきてもあれなんですけれども、そういうところですね。

敷地内は自分でしなくちゃならない、そういうのと同じような考え方になるんでしょうか。こんなところに道路を持つてきてもあれなんですけれども、そういうところですね。

敷地内は自分でしなくちゃならない、そういうのと同じような考え方になるんでしょうか。こんなところに道路を持つてきてもあれなんですけれども、そういうところですね。

敷地内は自分でしなくちゃならない、そういうのと同じような考え方になるんでしょうか。こんなところに道路を持つてきてもあれなんですけれども、そういうところですね。

敷地内は自分でしなくちゃならない、そういうのと同じような考え方になるんでしょうか。こんなところに道路を持つてきてもあれなんですけれども、そういうところですね。

を図つていくためには、それらを十分に使いこなすのはもちろんでありまされども、利用者にとってシステムを最適な状況に維持することができ知識、技能、技術のノウハウを持った人材も、やはり使う側もそうすけれども、つくる側の方といましようか、そういう方の人材の確保が不可欠であると思ひます。

電気通信審議会の答申は、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく人材研修の拡充とその他の人材育成施策の拡充を求めています。

今回の基盤法の改正には人材研修事業の拡充のためのものが含まれていないように思ふんですけれども、今後、高度情報通信社会を支える人材はどのように育成しようかとされているのか、お尋ねをします。

○政府委員(山口憲美君) ただいま御指摘の高度情報通信社会というのを考えたときの人材育成の重要性というのはまことに御指摘のとおりでございます。政府の推進本部の基本方針の中でも、一つは、一般のすべての人々がやはりそういったものが自由に使いこなせるような形に持つていくということが非常に大事だということ、それからもう一つは、情報通信に関する専門的、実務的な人材をどう育てるかということが大事だといふうなことが言われております。

せっかくの機会でございますので、具体的にどういふうな施策をしようといふうにこの推進本部の中で言っているかというのを二、三御紹介させていただきますと、一つは、初等中等教育におけるコンピュータ等の情報機器の活用体験、高等教育における一般情報処理教育の充実といふうなことを言っております。あるいは二〇〇〇年を目途に全教員がコンピュータ活用に関する基礎的な知識や技術を修得するといふ、二〇〇〇年までに全部の先生がなされると。あるいは高等学校や大学等における情報関連の学部や学科の整備を行う。電気通信や情報処理に関する技術者を養成、確保する。あるいは社会教育における継続的な学習機会の提供、それから指導者の研修

の充実。それからまた、公共職業能力開発施設等における学科の充実といふうなことを具体的に施策として取り上げているところでございます。私もそういったしましては、こういった問題は多くの省庁にかかわる問題でございますので、関係省庁とも力を合わせてこの実現に努力していきたいと考えております。

それで、私もこれまでやってきております施策をちょっと御紹介させていただきますと、一つは、こういう情報化といふものについて一般的な御理解をいただくといふうなことがまずスタートになるということ、これまで毎年一回全国ニューメディア祭といふうなちよつとしたお祭りをやっていまして、こちらの方に目を向けていただこうといふうなことをやっておりますし、それから情報通信月間におきましては講演会をかなり多く開催いたしまして同じく目を向けていただくように、そしてまた、今先生お話しございましたような各種の法律等の整備もいたしまして、これまで技術者の育成といふうなこともやってきております。

この教育という分野で具体的にやっておりますおもしろいものをちよつと御紹介させていただきますと、岡崎市でございまして、あそこに三十の小中学校がございまして、それを全部結びまして、そこで教育用の映像データベースというものを整備いたしました。これを各学校で使つていただく。そういったことで、遠隔教育といふうなものを通じて先生も生徒の皆さん方もなじんでいただくといふうなことの試験をしております。いわば具体的に目に見える形でいろいろいふうな人材育成といふうなものにつながるような施策をやりたいといふことでございまして。この岡崎市の状況を見ながら、これをモデルといたしまして全国的に、ただ観念的にといふことじゃなくて具体的に使つていただくといふ形で、そういう人材育成につながるような施策をやつていきたいと思つております。

なおまた、これまで何度もお答えをさせていただ

だいておりますけれども、現在、もつと幅広くいろいろ施策等を検討していきたいというところで調査研究会を開催しております。この調査研究会におきましても人材育成のあり方につきまして近々答申をいただけるものといふうに思つているところでございます。

○三重野栄子君 特に教育の問題についてはおそれとできない問題でございます。教科書の問題、カリキュラムの問題、機器の問題は割とさつとつければできるといふうなお金で解決できそうな問題でございますけれども、その他のカリキュラムを変えていくとかそういう問題はなかなか入りにくいことあるかと思ふんですけれども、それは文部省とはどういう形で進められているんでしょうか。

今、岡崎市の場合を伺いましたけれども、それは何年かかつてその後でやるのか、あるいは並行的に進んでいるのか、そこらあたりを伺いいたします。

○政府委員(山口憲美君) 今お話しのカリキュラム、具体的な問題につきまして今こいういふうにやる方向でいふうなことをお答えできるような状況ではございませんが、私もいたしましては、こいういふ基本方針ができましたので、関係の各省が協力し合つて実施方針というものをつくろつていふことにはしております。それを年内につくるということにしております。

今の問題がどういふうに処理されるかちよつと申し上げられませんが、こいういふうな作業の現在段階に取りなつていふことでございます。

○三重野栄子君 それでは、大臣に最後にお尋ねをいたします。

情報基盤整備による福祉社会の実現への期待とこいうことで大臣に一言伺ひたいのでございませう。

かつて電電公社の首脳で、情報通信による福祉社会実現という意味で情報福祉社会という言葉を使つた方がおられますけれども、今国民が求めて

いますのは二十一世紀に向けた生活者中心の知的社会へのパラダイム変化といふまいしょうか、こいうことであるかと思ふわけでございませう。

政府は現在、今も伺ひましたけれども、高度情報通信社会推進本部を内閣に設置して、情報通信基盤の整備に政府が一体となつて取り組んでおられるこいうことがわかります。ただ、これまでのこように通信機器メーカーなどのいわば供給サイドの産業政策になつてしまつていふことにならないようにと心配をしていふわけでございませうけれども、情報通信政策の展開について大臣のリーダーシップを特に期待いたしまして、一言御所見をお伺ひします。

○国務大臣(大出俊彦) 三重野さんが京阪奈においていふたこいうお話ですからおわかりいただいていふんだと思ふんですが、あそこは奥様がパソコンをたたいにしているわけですよ、最近ではもう五十七、八、ぐらいいすか、あの方々は。パソコンをたたくんですよ。普通だと衝動買いするんですよ。精華町といふところはスーパーは大きなのが一つしかないんですよ。行つて、仕入れた品物を見て買つていふんですよ。ところが、パソコンをたたくと何時の仕入れ何々とみんな出てきちゃうんですよ。それをチェックしていつて、それを持つていつて買つてくる。パスは何時、さて乗りかえはこいうと全部パソコンをたたいで、どうしてこんなにうまくなつていふたんですよ。言つたら、やつていたらそうなんじゃないかと。

私はゲームが好きだから今でも時間があるこよういふゲームをやるんですよ。実におもしろいんですよ。ついでにうっかりすると三、四時間たつちゃうから時間がないときはできません。これはやらないからできないだけのことで、やればそんなに難しいものじゃないんですよ、そんなものだからやつてもできる。だから、こいう意味で、やつぱりこの政策がずつと進んでいきますといふやでも応でも皆さんがやらざるを得ないこようになつちやうだろと私は思つていふたんですよ。

もう既に局長がさつきたくさん答えましたから

多くを申し上げませんけれども、要するに少子・高齢化社会が来ることは間違いない。三重野さん御存じですが、うちの衆議院議員をやっておった小野信一さんが今度は知事選挙に出ましたけれど、彼は釜石でCATVの社長なんですよ。病院に入られて、テレビモニターで朝になると心電図が入ってきて血圧が入ってきて脈拍が入ってくるというわけですよ。そうすると、六十五歳以上のお年寄りを割り引きで入れているのをこうやって見て、おれはきょうは元気だ、大丈夫だ、こうなるといふんですよ。一億円の資本金で二億円借金して始めたから赤字でしようがないというわけですよ。やってきて、今のそれが始まって病院が込んでくれているからおむねとんとに近くなつたところへ今度は市が入ってきてくれる、釜石市が、それで、やれやれこれだということになったというわけですよ。

ですから、全国百四十、それから十幾つふえましてから今百五十何社ぐらいですけれども、百四十段階で見ると、累積も当年度も黒字になつているところは四社しかないんです。累積は赤字だけれども当年度黒字というのは八社ぐらいです。そういう状況なんです。アメリカの例なんかを見ますと、資本が入ってくれば幾らでもこれは変わっていくというわけですよ。

そういう意味で、皆さんの力で今のこの政策を進めていくということになると、それぞれの資本構成も成り立って、助成もするわけですから、非常に高齢化社会というのは楽しい社会になつて、年寄りは出ていかなくて、家の中でインターネットでこつちから要求したら何でも出てくるという、ビデオ・オン・デマンドはそうなんだから。そういうことに私はなると思うので、まさにみんな一緒に頑張って懸命にやらなければいけない仕事だと思つています。

○三重野榮子君 終わります。

○川橋幸子君 それでは、一月十七日に起きまして三カ月近くになろうとしております阪神大震災と情報ネットワークの関係につきまして、まず何

点か伺いさせていたきたいと思います。

その第一点は、質問といいますよりお礼でございます。

避難所生活等々、被災された人もボランティアの方々もそれから職員の方々も、大変心理的な不安の大きな社会の中で、フリーダイヤルの「いのちの電話」というものを引いていただきまして、早速対応していただきましたことに改めて御礼申し上げます。既にもう何回かお礼は申し上げましたけれども、しっかりと記録に残す形で、この場をかりて本当に感謝していることを申し上げます。

それから、お礼を申し上げたその直後に、また協力の依頼を申し上げることは大変心苦しいような気もいたしますのですが、やはり要求すること能力だとかというふうな何となくお礼はもう一つ、これは例えばということでございます。このプランについて個別に陳情してどうこうという意味じゃございません。

【委員長退席、理事守住有信君着席】

一つプランを紹介いたしますと、世界電話の日というものを国際的な電話を使つてのカウンセリングをやっております。NGOの組織が設けようとしております。ITUの協賛も得て、後援も得てやると。それは、何もNGOの活動をPRするということではなくて、電話というメディアを使つて心の通い合いというんでしょうか、コミュニケーションを円滑にする、そういう社会を構築するためのプランだそうでございます。

NGOといふとやはり資金が、非常に財政力の弱いところでございますけれども、そうした有意義なNGO活動への、郵政省所管の事業内で結構でございますので、ガバメントの方から支援するという姿勢をとっていただけないものかという意味で具体例を挙げましたのは、これは例示でございますが、郵政省の行政の姿勢としてお答えいたしたいと思います。

○政府委員(木村強君) ただいま川橋先生から「いのちの電話」へのフリーダイヤルについて、特

に郵政省を通じてNTTの協力を求めまして、七つの団体が早速いいボランティア活動ができたということで、郵政省も川橋先生からのいろんなアドバイスに従ひましてこのようないい経験ができたということでお礼をいただきました大変恐縮でございますし、またNTTにもよくその旨は伝えますけれども、一つのボランティアの方策としてこういった震災に関連をして私どもも貴重な経験を得た、あるいは喜ばれるようなことを一つまたしたなという感じでございます。

【理事守住有信君退席、委員長着席】

それから、今ございました世界電話の日に対する協力と、TESSSIと言うようでありますけれども国際緊急電話相談支援組織への協力というところでございますけれども、既に各国政府あるいはITU、WHOとか国を代表する電信電話会社等々呼びかけがあるということでございます。日本国も、ITUの事務局を通じてTESSSIといひますか、先ほど申し上げました国際緊急電話相談支援組織と協議に入っております。この協議結果を踏まえまして、日本国あるいは郵政省として協力できることは前向きに適切に対処してまいりたい、このように考えております。

○川橋幸子君 ありがとうございます。

やはり最近の世界的な傾向としては、ガバメント、政府だけでは世の中はうまくいかない、ガバメントとノンガバメントが協力する世界がいい平和な世界なんだという認識になつております。力強い言葉をいただきましたので、ぜひよろしく願ひしたいと思います。

ところで、今回の震災で、都市というのは情報メディアによつてその安全が保たれたり社会運営が保たれたりしているんだということが私は身にしみてわかつたような気がいたします。通信委員会に所属するようになってから、マルチメディアと言われましても言葉が先行してどうもイメージがわかなかつたという気がいたしまして、一体どんな社会なんだろうかということを自問自答して

いたわけでございますが、私のつたない感想で群

盲象をなでるような理解かもしれないけれども、自分なりの理解をしたところでございます。

そこで、マルチメディア社会、情報を共有しながら都市の中の一人一人の個人がネットワークされて安心して生きていける、そういう社会だろうと、私の理解でございます。このためには、さまざまな多様なメディアがそれぞれの固有の機能、役割をうまく発揮して、その情報を共有するようなネットワークを組み合わせる。こういう効果的な組み合わせ方というのが今回の震災のときは、被災された方々には大変御不幸なことでございましたけれども、非常に身にしてみても感ぜたのではないかと存じます。

プロの郵政省ではこのあたり、震災から得た教訓として、どのようなメディアをどのように組み合わせる安全な安心のできるネットワーク社会をつくっていくか、何か改めて簡単に定義していただけたらありがたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(江川晃正君) 大変難しい御質問でございます。その部分は今検討会というのをやっておりますので、そこの方がまとめた答えをそれなりに出していただけたらと思ひます。先走つたことを私は申し上げないで、放送の世界から見た今回の我々の感じと申しまうか、それをちょっと申し上げさせていただきますと思ひます。

基本的に、マルチメディア社会というのは高度な情報通信ネットワークインフラを介して、必要な情報が必要ときに必要な形、これは音声であったりデータであったり映像であったりというわけでございますが、それが自由に行き交うことだと、物理的な表現にするとそう言えると思ひます。震災などの災害時においても、このような状態が健全に機能すれば、被災者の方々や関係者への迅速かつ正確な情報伝達や、全国に被災状況の詳細な伝達によるボランティア活動を含む救助・救援活動などの効率化など、災害対策の上で大きな効果があるものと認識しているわけでございます。

したが、いままで、マルチメディア社会や情報ネットワーク社会を構築するに当たっては、災害性に対する脆弱性を減らすことが必要だと思われ、ご意見を。その際、一方、先生も今おっしゃいましたように、多様な情報通信手段、メディアはそれぞれの特性があるわけでございますから、それらの長所を生かすような形で適切にそのネットワークが組み合わされ、ということもマルチメディア社会、情報ネットワークの社会の構築に向けて重要だと思われ、でございます。

例えば、災害にすぐれた特性を持つ情報通信手段という点で申し上げますと、手前みそのように、これは無線で飛んでいくわけでございますから、災害時には移動型の受信機による情報通信が可能で無線系の放送というのはすぐれているなというふうな、その意味で今回も携帯ラジオというのがある意味では被災の方々に有効な救援機能をもたらしたなと思われ、でございます。

それからまた、パソコン通信とかインターネットなどの蓄積型の情報通信手段というの、災害時には所在が把握できない人に関する情報の伝達とか不特定の人からの情報の入手などに効果を発揮するもの、そういう可能性もあるものと考えているところでございます。

結論的に申し上げますと、こういうような災害にすぐれた通信手段の効果的な組み合わせ、その実現のために行政が果たす具体的な役割などについては、最近の災害の分析あるいは情報通信技術の発展動向などを踏まえて、また地形とか地勢などの地域ごとの状況というの、もございまして、そう、そういったものも十分検討しつつ、今後十分に検討を重ねてよいネットワークをつくっていくことが重要ではないかなというふうに考えているところでございます。

○川橋幸子君 それでは、その検討結果が、出ましたらまたお教えいただきたいと思います。
放送と通信、それから使います手段としても有

線と無線、無線の中にも地上波と衛星波、それから専用回線と公衆網というふうなさまざまな手段を効果的に組み合わせられる青写真、それをぜひお示しいただきたいと思われ、が、やっぱりこれは放送行政局のお仕事なのでございまして、どうか、省内全体でぜひ、局の独自性も発揮しつつ、よく御検討いただければありがたいと思われ、

ところで、今江川局長の方からパソコンネットワークとインターネットという言葉が出ましたけれども、不幸中の幸いとして、実は今回の震災の経験からボランティア活動というものの意義というのが認識されたことと、それとあわせてパソコンネットワークが非常に威力を発揮したということが認識されたわけでございまして。

これは文芸春秋の三月号でございまして、けれども、NHKでニュースキャスターなんかをやっておられました山根一真さんという方が「マルチメディアが救った情報空白の危機」というタイトルの論文を書かれております。郵政省のことも紹介されておられまして、東京では郵政省がパソコン通信の幹部を集めて避難者のデータベース作成を進める、その前に情報を集めることは無料のはがきを配られたというふうな苦労話も紹介されておるわけでございまして。

もう一つ、より具体的な提言をされている方がいらつしやいます。二月十日の日経新聞でございまして、けれども、「経済教室」という欄に一橋大学の野口悠紀雄さんという方が論文を出されております。やっぱりネットワークキングされていることが安心の安全網なわけでございまして、このネットワークキングに全国二万ある郵便局を情報の出入力のステーションにして、そして郵便局には専用回線があるはずだから、災害時、非常時、あるいは災害時、非常時じゃなくても平常時でも活用できるもの、かもわかりませんが、そういう郵便局を拠点とするような情報ネットワーク、これを考えたらいかがかという論文が載っております。

このような提案については郵政省はどのように御検討していらつしやるのでございまして、どうか。

○政府委員(木村強君) さきの阪神・淡路大震災に對しましては、パソコン通信事業者と協力をして安否情報の提供を行ったという施策をとりました。

今、先生から御紹介ございましたように、文芸春秋にも、その際に初動は郵便で送つて、人力を頼るということ、全部通信でやつたらもうと効率的ではなからうかという趣旨のお話もございました。あのときは、郵政省、郵便の持てる力と情報通信事業者の協力によりまして、応急の措置としてあのような安否情報の提供を行ったところでございまして。これも初めての試みでした。

パソコン通信事業者と協力をして、情報が全国に、あるいはインターネットを通じて世界に広がっていくというものの拠点としてこの二万四千の郵便局をどう使っていくかというところは、郵便、貯金、保険はそれぞれネットワークができております。ああいった地震のようになると、開かれたネットワークのもとに郵便局が国民のためになっていくのではないかと御指摘に對しましては、私どももこの災害を通じて新しい郵便局の役割、意義づけ、ひいては国営ということでもございまして、何かこういつたときに本当に地域の皆さんが大災害のショックから立ち上がっていく情報通信の拠点、そこに行けば自分の情報が知らせられる、あるいはその他の情報がわかる、こういうものになっていけばよいということ、私どもも前向きに取り組んでまいりたいというところはかねてこの通信委員会でも表明をしてまいつたところでございまして。

現在、具体的にはそのような立場から三点私どもも検討を始めております。

一つは、いわゆるパソコンの活用ということ、通信機能を有しますパソコンを順次全国の郵便局に配備してまいりたい。その結果、パソコンでありますから当然業務用には使うことになるわけでありまして、こういった災害時には必要な生活情報あるいは災害対策情報などを収集あるいは各地に情報の連絡といったようなことが

できる。これは、当然郵便局の部内での対応でもございまして、これを例えばPC-VAN、ニフティ・サーブといったようなパソコン通信事業者と接続をいたしますと、日本の国のそういったパソコンを使われる人々、国民全部とそういう情報交換ができることにもなりますし、あるいはインターネットと接続をいたしますと世界にもそういった情報が伝達できるということにもなりますので、そういう観点として郵便局を考えていこうということを一つ検討しております。

それから、もう一つは郵便局の衛星通信ネットワーク、いわゆるP-SATの活用であります。これは、被災地におきます避難所の状況、被災状況などの映像を集めて郵政局等から全国のP-SAT受信設備を配備しております郵便局に向けて伝達をいたします。そうすると、全国の郵便局でその被災地の状況がわかる、あるいは親戚の方がどうなっているかわかるというふうなことで、さきに郵政大臣が神戸を視察されたときにも、本省と連絡をとってP-SATを大いに有効に活用させていただいたわけでありますけれども、そういったことも今後幅広く検討していけるのではないかと考えております。

それから三点目は、郵政省にテレビ会議システムの導入を始めました。本省と郵政局と大きな郵便局に今はまだ若干ある程度でございましてけれども、現在は六十局テレビ会議ができる仕組みになっております。これを他の公共機関の方、あるいは民間の方にも条件が合えば開放して、そういった震災のときにも大いに使っていただければどうかといったようなこと。

具体的に予算も要求していかなければ私どもの仕事はできないものですから、郵政行政情報化五年計画といったようなものを策定しながら関係省庁とも接触をして、二十一世紀に向けて新たな、そういった本間に国民に郵便、貯金、保険以外に地域のよりどころとしての郵便局の役割を実現できるような体制で取り組んでおるところでございまして。

るんでしょか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 税制の法律でございまして私が答える立場にあるのかどうかはわかりませんが、現在は附則にそれが位置づけられております。

○常松克安君 はい、結構です。

来年度、NTTはまた値上げになるんでしょか。通話料の値上げが来年度ですかと聞いているんですよ。

○政府委員(五十嵐三津雄君) NTTの通話料というお話があつたかと思いますが、先般、二月に基本料金あるいは番号案内というようなものについて値上げをさせていただきました。そういった意味合いにおきましては、当面値上げをする考えがあるということ自身は私は承知をしております。

○常松克安君 当然なんです、それ。私、きょうは平成五年二月二十五日に当委員会が質問した件、平成五年三月二日に当委員会が質問した件をベースにして質問を繰り返します。

と申しますのは、今いろいろな角度、失礼しました冒頭から細かいこと聞かして。せっかくここでいろいろ議論いたしましたも、過去の局長さんの答弁と今日の局長の答弁が食い違った場合はこれどうするんでしょか。あるいはまた、そのときに提起、提案を一生懸命したことが途中経過何の報告もない、そうなった場合、これはどうなるんだらうか。それは驚きますよ、NTTは来年度値上げですかとつさに聞かれては、これから質問を展開する中で、ああ、それがために言いたかったんかなと、これは説明しますから御安心してください。何もそのことを重視してどうのこうのということではございません。

ちなみに光ファイバーメートル二百万は平成五年度の金額です。全国の平均であります。高いところで一メートル千五十八万、低いところで百六十五万。平成七年、今日になってくるとベースが違ふ。現場へ行って聴取してきた結果です、これは。

第二番目、ガス、電力並みに税を優遇していくならば、どれだけNTTが余分に出してあるか。平成五年度の局長の答弁は百七十九億円でここで明言していらつしやる。地方税で、それはそうでしょう、附則。しかし、毎回、二年ずつ何で大蔵省へ行つて頭を下げて陳情せなあかんのか、こんなもの。大蔵省の方は常におつしやる、私の考えている理論をお破つてごらんない、あなたの言うとおりにしなさいと、こうおつしやる。ですから、きょうは大蔵省に出席してもらつて、後で聞きます。私を納得させてください。納得しなさいや反対しますから。いつもそうおつしやるから、私はそう言います。二〇パーをなぜ二二パーにしたか。裏の財源、そのことを全部事細かに私に納得させてください。納得しなさいや反対しますから。

じゃ、そういうことを含めながら検討に入ります。一番最初に私がこれを申し上げましたのは、高速道路路上における救急車の無線が通じない。人の命、人命にすることが通じない。電波通信は国民の財産です。にもかかわらず、生きるか死ぬかの当面に、通信電波を監視していらつしやる郵政省としてはこういう事態を御存じでしうか。そして、災害列島、地震国、災害になつた場合にどうするんですかということ、議論の最初はそこに入つたわけでございます。そのときの局長の答弁は、御指摘あるとおりに危機管理ということとは十分とは言えませんが、謙虚に御答弁を白井さんはおつしやるわけであります。通信というこの危機管理を、大いなるそのときの視点をいろいろ申し上げました、財政的な、財源の基盤から。例えて言いますと、サミット会議においてNTTが十三億七千万もかけてマンホール大作戦なるものと称して東京都内から羽田から成田から、あの中間の無人局から全部アルバイトを雇つて警備し、マンホールは地下を調べて洗浄して、警察庁立ち会いの上において安全を期するためにそれだけのことをしてやる。ところが外務省は七千万しか予算を組んでなかった。あと十億三千万はこれは赤字の要因をつくるじやございせんか、こういうふうな申し上げた。電力、ガス並みにちゃんといふように申し上げた。電力、ガス並みにちゃんといふ百七十九億円というものが入るとしたならば、この赤字の要因というのが一つあるじやありませんかと。そんなことを次々次々固めていきますと、とりやさいところはとれで、また値上げです。消費者の立場、それを使う立場にいる私は反対ですよ、そんなこと。という具体例を出してこれ申し上げてきたつもりでございます。

それに対するいろいろな施策は、これは小さな立場で言つてはいけな、国という立場で、社会資本整備という立場でもっと大きく、そして答申を求められました。審議会は答申を出されていらつしやいました。その前後に、大切なときにあの震災が起つたわけでありました。その答申の中を見ますと、まことに危機管理という字がほとんど出てくる、防災というものがばんばん出てくる。そうしていきま、去年言われます気象学史上異常気象元年で非常にこれから大変な変化が起きるだろう、そして神戸があつた。やつと落ちついたと思つたら新潟でいまだかつてない直下型があつた。

そうしてきましてときに、人の命というものを考えますと、この通信というものは、大臣がたびたび申されますように人の命にも関する問題であります。として考えると、光ファイバー光ファイバー、えらい便利そんなことを聞きますが、実際の基本を、基盤をつくるにどんなにこれ大変なものであるか。一企業やそんなものに任せておいていいのかというと、あの文面、国家的な立場の危機管理の上においてと明記してある。その上推進本部長が総理となつた。政府のこれはもう直轄であります。ところが、それに対して基盤をやるうと思つたら、今まで二〇パー認めたのを二二パーだとおつしやる。減らしてしまつておる、政府は。何だと、これは。

か予算を組んでなかった。あと十億三千万はこれは赤字の要因をつくるじやございせんか、こういうふうな申し上げた。電力、ガス並みにちゃんといふ百七十九億円というものが入るとしたならば、この赤字の要因というのが一つあるじやありませんかと。そんなことを次々次々固めていきますと、とりやさいところはとれで、また値上げです。消費者の立場、それを使う立場にいる私は反対ですよ、そんなこと。という具体例を出してこれ申し上げてきたつもりでございます。

それに対するいろいろな施策は、これは小さな立場で言つてはいけな、国という立場で、社会資本整備という立場でもっと大きく、そして答申を求められました。審議会は答申を出されていらつしやいました。その前後に、大切なときにあの震災が起つたわけでありました。その答申の中を見ますと、まことに危機管理という字がほとんど出てくる、防災というものがばんばん出てくる。そうしていきま、去年言われます気象学史上異常気象元年で非常にこれから大変な変化が起きるだろう、そして神戸があつた。やつと落ちついたと思つたら新潟でいまだかつてない直下型があつた。

そうしてきましてときに、人の命というものを考えますと、この通信というものは、大臣がたびたび申されますように人の命にも関する問題であります。として考えると、光ファイバー光ファイバー、えらい便利そんなことを聞きますが、実際の基本を、基盤をつくるにどんなにこれ大変なものであるか。一企業やそんなものに任せておいていいのかというと、あの文面、国家的な立場の危機管理の上においてと明記してある。その上推進本部長が総理となつた。政府のこれはもう直轄であります。ところが、それに対して基盤をやるうと思つたら、今まで二〇パー認めたのを二二パーだとおつしやる。減らしてしまつておる、政府は。何だと、これは。

大蔵省に聞きます。二〇パーから二二パーにされた明快な財政裏づけ、数字、根拠、全部出して説明してください。私がうなるような答弁を求めらる。

○説明員(藤岡博君) お答え申し上げます。今先生御指摘になりましたとおり、本年の税制改正におきまして特別償却率を二〇%から一二%に減じたわけでございます。もう先生つとに御承知のとおり、租税特別措置でございますが、租税特別措置は累次にわたります税制調査会の答申において指摘されておりますとおり、特定の政策目的を達成するための有効な政策手段として位置づけられるものではございますけれども、他方、税負担の公平等の税制の基本理念から見ますと、その例外措置として講じられていたものでござい

す。したがって、個々の措置につきましては、政策目的、効果を絶えず吟味いたしまして整理合理化を推し進めているわけでございます。こうした観点から踏まえまして、平成七年度の税制改正におきましては、「最近の社会経済情勢の変化及び現下の厳しい財政状況に顧み、課税の適正・公平を確保する観点から租税特別措置の大幅な整理合理化を行うとともに、早急に実施すべき措置を講ずること」といたしまして、租税特別措置法の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました。衆参両院におきまして審議を経まして、去

る三月十七日に原案どおり可決成立させていただきました。原則としてこの四月一日から施行されているところでございます。委員が御指摘の特定電気通信設備の特別償却制度につきましては、御指摘のとおり、既存の設備につきましては償却割合の引き下げを行った上、その適用期限の延長を行う一方で、新たに加入者系光ファイバーケーブル等を適用対象に追加することとしたところでございまして、これはスクラップ・アンド・ビルドの原則等を踏まえ適切な見直しを図つたものでございまして、関係省庁とも十分議論した上で今回の租税特別措置に係ります全体の総合的な検討の中で処理されたものでございます。

○常松克安君 郵政の局長さん、今の説明でよく

わかりますか。私はさっぱりわからぬ。
じゃ、もう一遍大蔵省に聞きましよう。二〇から一二とした根拠はつきりしてください。

○説明員(藤岡博君) 平成七年度の税制改正につきましては、政府の税制調査会から平成六年の十二月十五日に答申をいただいております。その答申の中で、「租税特別措置等の新設・拡充は厳に抑制すべきであり、社会経済構造の変化に対応するため新たな措置を講ずる場合でも、いわゆるスクラップアンドビルドの原則を厳守するとともに、当該措置の政策目的等に応じた必要最小限の助成度合にする必要がある。」と言っておるわけでございまして、したがって今回加入者系の光ファイバーケーブルといったような大変大きな減収額が見込まれる措置を講ずるわけでございますが、それに見合ひましてスクラップ・アンド・ビルドの原則に従ひましてスクラップを行ったところでございます。

○委員長(山田健一君) 藤岡企画官、質問にちゃんと答えてください、質問に。
○常松克安君 もう一遍聞きます。静かに聞きます。

じゃ、質問を変えまして、二〇を一五にした場合どうなんですか。二〇を一五にした場合、その財政的負担をどれだけ、今までこれだけの、二〇のときは百何十億はなかった、ところがこっちの方では二一パーになった、これは負担がふえるんです。洞道一メートルまた工事ができなくなっちゃうんです。そこまでおっしゃるならば、一五パーはなぜあかんのですか、それを教えてください、数字的に裏づけを。

○説明員(藤岡博君) 税制の議論で、もうこれ先生既に御高承のとおりでございます、税制の制度としての議論と同時に財政的な議論、その両面から十分な議論を昨年させていただいたわけでございます。

まず、制度の面につきましても税制調査会の答申に従った考え方でやっておるわけでございますが、財政的な面でも申しまして、これは衆参両院

における租税特別措置法の審議あるいはその附帯決議等で累年いたしておるわけでございますが、むしろ租税特別措置は税の公平を害するものである、これは税制上の補助金であるというところで、諸外国でもタックスエクスペンディチャー、租税支出として考えられておりました、縮小の方向に至っているわけでございます。

全体といたしまして、平成七年度も企業関係の租税特別措置は相当大幅な減収を立てている、つまり整理合理化、率のカット、措置の廃止等を行っている、その中の措置であるということでございます。

○常松克安君 よく本当に大蔵省、大したものだ、活字の中から絶対出ないから。そのぐらい言うておかなあかん。かえって要らぬこと言うて、あなたの意見で言うてえらいことだよ、首飛びますよ。ただし、今の議論はどこにあったか、六十年に議論されていたんですよ。電電公社から民営化のときの議論そのまゝを何遍も繰り返しているんですよ、だれが何て言おうと、鉄砲飛んでこよう何しよう。よろしいかな。しかし、十年も歳月というものは既にたつて、新しい議論、総理が本部長になつてこれは基盤をはつきりせないかぬという時代の背景が一つ。

それから第二番目、そこまでおっしゃるならば、じゃ電力もガスも下げますか。彼らがきょうきょうとして既得権を握っておる。二〇パーを二一パー、いやもっと上なんだよ、下げますか。できやせんやないか、それは。できぬのやつたら、今この通信の公共の位置づけというものを電力やガスというものとちがつて議論をし直す時代に來ておるんじゃないかと私は言っているわけです。ですから、そんなやこしい、二〇パーを二一パーとか一五パーと、それは言いません、もう言わないわ。あなたに求めても無理じゃ、これは。予算委員会の質問や、これは。そうでしょう。わかつておるねん。こういうときに言うておかぬと、郵政の人たちは一体何しておるんだと言いたい、

私は。私ですら、素人ながらも、公正公平というなら、電力もガスも通信も国民財産だということなら、きちんとしたベースを持たないかぬということですよ。もしも下げるんだつたら、申しわけない、全部下げた方がいい、公平に。それだつたら、公平という位置づけの議論だつたらわかりますよ。

それから、財源がないとおっしゃる。財源がないって、これは税金でどうのこうのというんじやなくて、入るのが減るといふことなんでしょう。もともと納税するのは向こうなんです。それを払っているのは国民なんです。大蔵省でもなければ郵政省の金でもないんです。これ、偉そうに。そうでしょう。そう考えますと、財源論議となつてきますと、公正公平の立場においてそこから議論するならばどういふふうになつてきますけれども、きょうは大蔵省、これ以上言つたら後で私は飛びますからもう終了します。本日に本日は御苦労さまでした。

郵政、局長に聞きます。もう一度聞かせてください。こういうふうな議論を、私は意見を具申しているんです。これは平成五年度から言っているんです。きょう初めて大蔵省の方に御無理言つて御出席いただいた、基本的な考えを承つたんです。ところが、しつかりしていただきたいのは、もう二年だとか五年だとか、ちまちまではこんな大きな事業というふうなものはできませんぞなど。言葉をかえまして、そのときの大蔵省はどう言っているのか。これ大臣答弁ですよ。郵政省の個人の答弁じゃないです、大臣答弁ですよ。基盤整備を進めていく上においても過去の慣例にとらわれるとなかなかしにくい。いろいろと慣例があるわけですよ、議論が。しかし、総合的な支援体制があるかを積極的に検討して取り組みたい、よろしく願いますと、これは小泉さんの発言です。郵政大臣です。はつきりここでございまして、いらつしやるんですよ。そうおっしゃつたものが、意向として、確かに審議会にそういうふうなものと大きな立場で、国家という立場で答申を求め、出てきたのが今回の答申なんだと私は認識しておるんです。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 新しい今回の税制といいますが、今回のでき上がったまじりましたこの税制の姿につきましてはいろいろ御議論があらうかというふうに思いますが、先ほどお話のありましたように、租税特別措置の整理合理化という方針、そういった中で租税特別措置全体について政府内部で議論を種々行つた、その結果でございます。

物の考え方としては、こういう期限をつけて進めるといふようなことによりまして早期の整備が進むというふうな観点、あるいは既得権益化させないというふうな観点も考えていたのかもしれないが、そういう意味合いにおきまして、パーセントは下がつてまいりましたけれども税制上の必要性とか重要性が低いというものではないのではありませんかというふうな思つております。

あわせて、今回いわゆる加入者系の光ファイバーのことにつきまして税制が創設されました、あるいは融資の面におきましても低利融資の制度が創設されたというふうなこともありました。りたしまして、全体としての情報通信の整備、推進ということにつきましてはそういう体制をとつて進んでいるというものが我々政府の今の姿だというふうな考えているところでありまして、

なお、先生から御指摘のありますとおり、今回の震災を見ましても、こういうた安全、信頼性というものはますます重要になつてまいります。そういう意味でも、今後とも前向きに取り組んでまいりたいというふうな存じております。

○常松克安君 何も大蔵省がいろいろからつて、あなたも課長や審議官なんかは遠慮せぬではつきり言いなさい、胸張つて。大蔵省さん、済みません。ちよつと一言だけ提案させていただきます。

やはり大蔵省というものは税金のプロでございますから、プロの立場として、これから国家が抱えていくこの大きな基本的な、ライフライン税制と

め、出てきたのが今回の答申なんだと私は認識しておるんです。

かこういう問題に対しては新しい知恵を出していただくのがまた日本のかじ取りであると自負される皆さんの立場じゃなからうか、こう思うんです。そこを少し見直していく、あるいはその議論を深めていくということを私は求めておきたい、こう思います。

お忙しいのにどうもありがとうございます。以上でどうぞ御退席いただいても結構でございます。ありがとうございます。

あとは、今度は郵政の方の今の答弁でございすけれども、これは全然僕は違うと思います。私は局長を尊敬しております。でつかいどう、北海道、旭川出身ですから、あなたの度量は物すごい大きいですからね。けれども、私そこはちょっと違うと思う。一番大事なものは財源であり、基盤なんです。こつちを新しく出すからこつちを減らしても辛抱しておけとか、また違った見方をする、NTTはいろいろ値上げしたもので、ちよつとはこつちを減らされても辛抱しておけよと言われたのかいな。そして、国家的だといってどんな事業を進められて、負担がふえてきたら赤字でございす、こうなったら求めるところはまたまたそういうふうな値上げという問題の議論をしわ寄せにならないだろうかという議論も、これはやっぱり素人の考えとしても私うなずける問題だと思ふんです。

ですから、二〇パーというものを一二パーとしたものは、やはり一応のんだことはのんだんですから、のんだ結論になつちまつたんだから。しかし、それをひっくり返せというのは無理難題とおつしやるかもしれません、これをやはりもとへ戻していくだけの物の勢いがなくして何で光ファイバーというものが、政府の看板である基盤が進めますか、総理の本部長の仕事になりますか。この辺のところをよくよくと勘案をしていただかなければならない。指摘したから云々じゃなくて、もっと大きな立場に立てばなおのこと、この牙城が一つ削られたら、また次から次からというふうになつちまう。そして、二年置き五年

置きに頭を下げて陳情申し上げますというようになことを言つて折衝していかなきやいかぬ。

ですから、先ほど僕は本則か附則かと言つたのはそれなんです。本則に載りさえすればもう議論は何も要らないんですから、法律化してしまえば、NTTだけを言っているんじゃない、通信全体を言っているんですが、NTTを例としてきょうは議論しているんですけれども、電電公社から民営になったというそのときの国が投入してきた財産という問題で議論はややこしくなつてしまつた。ところが、既にそれは十数年たつて、国としての大きな施策の一環を進めようとしているんじゃない、やございせんか。そういうことをやはりもう少し真摯に受けとめていただきたい、こういうふうに思ふんです。いかがでしょうか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 税制そのものの措置につきましては、先ほど申し上げたような形で推移をいたしております。

ただ、通信に絡む税制あるいは財政的支援ということにつきましても、特に税制につきましては先ほど先生からお話のありましたように、電電公社は国そのものでやっていたというところで税がそもそも議論にならない時代がございました。その後、民営化したというこの経過の中で、税制そのものもいろいろな形であり方を検討されるということとも関係いたしまして、このような流れになつております。

ただ、先生から御指摘のありましたとおり、国民の生活の中にあつて、まさに今回の震災でも示すようにライフラインとしての役割があります。また一方では、情報通信産業というのがある意味で言いますと産業の全体を引っ張るような勢力を見せるような状況になつてきております。そういう意味では、この種税制に始まりまして、いわゆる政府の役割という意味での支援策についての充実を図っていくというのは極めて重要なことでありまして、私どもとしては今後ともそのような方向に向かって努力をしてまいりたいというふうに存じております。

○常松克安君 あと少し時間はございますけれども、きょうは非常に基本的な議論を中心にいたしましたので、あと一分で質問を終えます。

もう一つのふるさと財団融資の特例措置、こういうふうな中においても、大蔵、郵政、自治、三省がふるさと融資制度の活用合議、これも僕はわからないんです。なぜ大蔵省がこんな電波のところに入ってくるのかいな、通信のところに入ってくるのか、これもわからない。ところが、向こうに言わせると、もともとこれは大蔵と郵政の方で先づつと地域開発をやつていましたので、通信というこの新しい答申が出たものですから、後をついてこれませんよと、こうおつしやる。ところが、大蔵に通信の専門家が居るのかいなと。ようよう尋ねてみると、大蔵省の権益で開発銀行の融資というものを外したくない。こんなことで縦割りにごちゃごちゃされて、果たしてこれが国家として基本的なものにいくんだろうかと。もう一つ言つて終わります。

それは利子の補給です。だめですよ、あんなもの。きちんと公費を出して育成する、こういうふうなことをはつきり出さないことには、こんな大きなものは生み育てきません。金を借りる、それを利子補給してあげるぞと、これもまたみみっちい。本当に防災だとか、そんな人の命に関するような政府としての看板上げてのことはおやりとするならば、郵政がきつとして公費として出してあげる、ここまでの英断をして新年度予算の予算要求に胸を張つて入れてもらいたい。えらい難しいような顔せぬで、私も働きますから、やるべきです、そこまで。そういうふうにしてこれを大きく育てていただきたい、この法の審議というものの意図として承つていきたい、こういうふうにか考えます。

質問を終わります。

○委員長(山田健一君) この際、委員の異動について御報告いたします。
ただいま栗森喬君が委員を辞任され、その補欠

として古川三郎君が選任されました。

○中尾則幸君 中尾でございます。

持ち時間が十五分でございますので、六問ほど予定しておりますので、大変恐縮でございますが端的にお答えいただきたいと思つております。それから、きょうはNHKの方からも、本当にお疲れさまでございます。ありがとうございます。

先ほどから本法律案についてさまざまな角度から質疑が行われました。若干グダるかもしれませんが、私も先に本法律案の内容について御質問申し上げたいと思ひます。

今回の法律案、マルチメディア元年に向けての一つの大きなステップの法律案だと私も理解しております。特にCATV事業者等への税制、超低利という、私は超と書いたんですが、超をカットいたしまして低利融資などの措置、私も大変結構だと思ひます。

先ほど各委員の皆さんから話がありましたけれども、CATVの事業はまだ大変厳しい環境にございす。大手商社の参入あるいは外資の規制緩和等々ございまして、少し息づいたかなと私なりにもそう思ふんでございす。

ただ、光ファイバー網の整備、これ二〇一〇年でございすね、最終的にファイバー・ツー・ザ・ホームまではいきませんけれども、ほとんどそれで終了するということでございす。少なくともこれと計算しますと、私の感じでは加入者網の整備が終わるまでに十六兆円、ですから単純に十五年間でいうと毎年一兆円の設備投資の必要な額をどうしても捻出しなきゃいけない。膨大な資金量が必要であるという中で、このCATV等の光ファイバー化については私ちよつと心配でございすけれども、それについてまず一点どうお考えか。

そしてもう一点は、CATVのデジタル化への基本的構想、これ九六年からデジタルへの可能時期を示しておりますけれども、それについて、端的にこの二点をお答えいただきたいと思ひ

ます。

○政府委員(江川晃正君) CATVのデジタル化につきましては、将来行われる広域化、多チャネル化を図るためには、少なくとも幹線系で光ファイバーが必要になります。今回の光ファイバー等の支援が可能となることによつてCATVの光ファイバー化が促進されるものと期待されます。そうしますと、この光ファイバー化が進展しますとCATVのデジタル化が容易になります。CATVは、そうするとパッケージメディアやVAN、通信・放送メディアとともにデジタル化が進むことが想定されます。今後、CATVはこの支援策により急速に光ファイバー化及びデジタル化が進み、電気通信、放送と並ぶネットワークインフラとして発展するものと期待されるというのが我々のCATVに関する光化、デジタル化、この将来構想というものの一貫したストーリーでございます。

それに当たりますお金、ことしの場合で、本年度でいきますと融資の対象事業は八十億円ぐらいと言っているところでございますが、これをもつてすべてだというわけではございません。この制度を今回これでスタートするわけでございますが、より一層よいものにしていく努力というのは我々しなければいけませんので、来年度以降、これは私ばかりでなくて電気通信全体でございますが、よりよい制度に要求をしていきながらやっていきたい、そう考えておるところでございます。○中尾則幸君 全くすきのない御答弁をいただきましてありがとうございます。

言つてみれば、マルチメディアに向けてさまざまなサービスが創出できるというその可能性に、大臣も先ほどそんな話をおっしゃって、私もそれに期待しているんですけれども、ただ先ほそう容易じゃないぞという私は感觸を持っておりますので、この法案をきつちりとさらに有効活用していただきたいと思います。

それで、NHKにちよつとお伺いしたいんですが、マルチメディア元年の今回の審議でございます

す。一昨日の受審法、そして今回の基盤法でございますけれども、御存じのようにCATV、光ファイバーだけでマルチメディアの政策ができたというところじゃなくて、衛星系、それから同軸ケーブル、それから無線系、地上波の無線系でございますけれども、通信・放送のデジタル化、これは大変急務でございます、そういう意味ではNHKの放送、いわゆるリーディングシップをとっているNHKについても大変今回の法律案が関連するというところで呼びました。

私、平成七年一月にまとめたNHKの中長期経営方針を讀ませていただきました。ここにありまうけれども、その中で二十一世紀において統合デジタル放送実現をうたつております。

ここで一点聞きたいんですが、デジタル放送が最も重要な経営目標であるということでございますか、イエスカノーかと言つたら大変失礼ですが、

○参考人(中井盛久君) NHKとしては、将来やはりデジタル化がマルチメディアに行く場合の一つの条件になりますし、そういうデジタル放送というものが目標の一つであるというふうな考えであります。

○中尾則幸君 大変強いお答えをいただきました。

こゝでまづ返すつもりはございませんけれども、平成七年度から九年度の事業展開、これは十八ページに書いてありますデジタル放送についての項でございますけれども、ただ研究開発の推進という説明があるだけでございます。また、第二部には平成十年度から五年間程度におけるNHKの経営方針に触れておるわけでございます。一九九七年から二〇〇二年ごろまでと理解しておりますけれども、その部分では「デジタル放送の円滑な導入に向けて検討を進めます」となつて

いるわけですね。タイトルはなつてはいるんですが、今のようなお答えの中身がちよつと違うんです。この内容の説明がほとんどないんです。全部ハイビジョンなんです。十一ページのうち八ページが

ハイビジョンなんです。デジタルへの移行を示しながら具体案が全く出されてないんです。それであれば、この平成十年度から五年程度はNHKとしていわゆるデジタルじゃない、ハイビジョンの普及が中心とお考えなんではないか、確認したいんです。

○参考人(中井盛久君) その中長期経営方針でも確かに書いてございますが、当面平成七年から三年ぐらいのところはどうしても今やっているハイビジョンを中心に事業を立ち上げ、そのことが今やろうとしている将来のマルチメディアにつながるべくしていくというふうに我々は信じておるわけなんです。

その中身いろいろ書いてございます。長くなるから避けますけれども、デジタルへの移行が徐々にやれるような手順が十分見込まれてまいりました。今すぐにデジタルということも、すべてがデジタルになるわけではございません。やはり時間がかかります。そのつなぎをやりながら、デジタル化へのソフトウェアをいいますか、そういう形をとっていくべきではないかというところで、三年ぐらいのところはやや具体論になつていきますから、どうしてもハイビジョンのところがちよつと力が入っているかというふうに見えますけれども、もうちよつと先にデジタルがある。将来のところはわかっているんだけれども、その道程がなかなか具体性がないというために、具体性のあるそこがやや強調されているというところでございます。

○中尾則幸君 大変苦しい御説明で、これはもうハイビジョンがどういう形であるか、時間がありまう、郵政の立場もございましょう。とにかく二年前までは一緒にハイビジョンだったわけなんです。私は二年前の委員会でははいかぬというふうに言つてきました。

ただ、時代が変わつてきたんです。アメリカも戦略を見つけたんです。これは御存じのように。ですから、GI社なんかは積極的に日本に負ける

など。これはデジタルへの、いわゆるマルチメディアの大変な競争に入っているわけなんです。ですから、NHKさんに私は聞いているわけなんです。大変苦しいんでしょうけれども、私は今度NHK放送技研に聞きます。NHKの力をもつてそんなに、デジタル化への道筋が僕はいっていると思つてはいるんです。今度は聞きます。だって、NHKはまだ基礎研究の段階だなんて言つてはいるけれども、アメリカではもう完全デジタル化の方向を打ち出しているわけなんです。実際に放送を始めていくわけなんです。ですから、放送の本当に最大なリーディングシップをとるNHKにしっかりとついてほしい。

これについて郵政省の方からも、お立場もありませんけれども、立場ばかりでは委員会の質問になりませんので、ひとつそこら辺をはつきりと、NHKのハイビジョン政策についてどうお考えになつていくのか端的にお答えいただきたいと思つています。

○政府委員(江川晃正君) 先ほど来、先生が御引用の中長期経営方針というのによりまして、NHKも二十一世紀の大きな課題として、統合デジタル放送の実現を目指すとともに、最終的に、すべての放送についてデジタル方式を導入することを目指します。と明言しておるところでございます。その意味では、将来的にはハイビジョン放送のデジタル化も目指すことが明確に示されていると承知しております。

世界の方をちよつと見てみますと、欧州ではE Cのd T bプロジェクトというのや北欧のH D D I V I N Eというプロジェクトなど、デジタルH D T Vの技術化が盛んに行われております。先生御案内のとおりでございます。その一方、アナログのH D T VであるH D M A Cというものは現在研究活動をとめております。それと、アメリカでも、先生御案内のように、地上放送のA T V、H D T Vに当たるわけでございますが、計画を進める中でH D T Vも可能なデジタル放送の規格を来年には策定する予定であり、このようなH D

TVもデジタル方式で放送するのは世界の潮流になっております。このほかでも全部そうでございます。

そういうことの中で、世界におくれをとることのないように我々はやっていかなくやいけない、そう考えているところでございます。

○中尾則幸君 NHKとそれから郵政の皆さん、いろいろお立場があるにせよ、私が申し上げたいのは、やっぱりこの時代の変革、私自身も素人でございまして、予測がなかなかできなかった。だけれども、方向転換というのはやっぱり私は必要だと思ふんです。九三年の電監審の答申がございましてけれども、これは再答申の問題も改めて今度伺いますけれども、そういう流れではないだろうかと。せっかくこういう基盤法でいろいろ支援をしていくという中で育てていくという形でやっていただきたいと思います。

最後に、もう一問NHKさんに伺いますけれども、この中長期経営方針の中にあるんです、ミューズ方式からデジタル方式になっても受像機にアダプターを取りつけばいいと言ふんですけれども、言葉が悪いんですけれども、こんなこと言ったらだめですよ。アダプターを取りつけばいいと言つて、いわゆるマルチメディアをこれからどうするかという中で、画面はアダプターで切りかえますよと。

御存じのように、釈迦に説法で申しわけないんですけれども、マルチメディア時代というのは大容量の、光ファイバーも含めて衛星系、双方向でなきゃいかぬ、インタラクティブでなきゃいかぬ、コンピュータと接続しなきゃいかぬ、だからテレビの機械を受像機として考えようという、恐らくそんなことはお持ちでないと思うけれども、近い将来、端末なんです。そういうふうなところから、やっぱりこういう表現を避けていただきたかったなと。

ですから、もう一問、デジタルへの道筋を、改めてNHKさんも、何も僕は恥じることはないと思います、きちっと方針を進めるべきだと思ひます。

ますけれども、簡単に一言。

○参考人(中井盛久君) デジタル化への道は、この前郵政省でマルチメディア時代における放送の在り方の懇談会というところでNHKももちろん入り、そして関係者が入り、いろいろ議論されまして、そのデジタル化への方向づけというのがかなり明確になってまいりました。それぞれ波の、メディアの状況によって具体性が出てまいりました。

それから、一つ意見が分かれたのはやはりBSのハイビジョンのところでございますが、そのハイビジョンのところは、先ほど来申し上げておりますように、我々が技術陣に聞いても、あの一二五の高品質のものについてのデジタル化というのはやはり相当まだおくれいているし明確じゃない、ある程度時間がかかるということ、どうしてもその立ち上げは、そこそこは意見が分かれてしまったということでございます。それで、標準の方向に向かって我々も努力をいたします。しっかりとリーダースhipをとって頑張っていたきた

最後、質問もう一問でございます。これ通告をしてなかつたんですが、建設省が今ニューキャブ構想で、道路の下に光ファイバーを埋めて、二十一世紀、これ四十万キロと私は記憶しておるんですが、これとの整合性。こつちはこつちで敷く、例えば郵政は郵政でやる。支援するのは結構ですけれども、その整合性についてまず第一点。

それから、今の話にもありましたけれどもなかなか厳しいと思うんです。地上波の問題です。放送と通信の融合、地上波をどうするか。もう経営事業者に任せるとするのは私はわかるんですが、これは。わかるんですが、NHKを含めて地上波のいわゆるマルチメディア対応のデジタルをどうするか。

この二点だけ伺つて、ちよつと長くなりましたが、私の質問を終わりにします。

○政府委員(江川晃正君) ニューキャブにつきま

しては、私ちよつと責任を持つてお答えできるかどうかわかりませんが、一応建設省とはニューキャブ構想につきまして十分連絡をとりながら進めているということをお報告できると思ひます。

二つ目に、地上波の問題でございますが、確かに地上波は重要な問題でございます。それで一応、先ほど来出ましたマルチメディアの懇談会におきまして、地上波テレビ放送については二〇〇〇年代の前半を目標に、というのは二〇〇〇年から二〇〇四年くらいまでのことを頭に置いているところでございます。それから、地上波のラジオ放送についてはそれよりも早い時期にデジタル放送の導入を可能とすべきだという提言をいただいております。それから向かつて積極的に環境整備を図つていきたいと考えているところでござい

○國務大臣(大出俊君) 建設省の例のニューキャブ、これは今まで物を見ておられますと、野坂建設大臣が私に何とか早く相談してくれというわけで折々話しておりますが、事務局と打ち合わせて進めたいと思つております。

地上波の件はまだ完全に成功したところはないんですが、デジタルでも、さつきGIとおつしやつたんですが、あれはゼネラル・インストルメントですね。あれとマサチューセツツ工科大学、こつちは頭文字で言うM I T になるんですね。両方でこれ成功させています。衛星で言えばデジタル放送です。だから、そこらもあつていつ具

体化するかということなんだが、僕はおくれないと思ひます。アメリカの動きというのは、早まるだろうと。

そこで問題は、BS4のaを打ち上げるとすれば九年でしよう。bは十一年と言われているけれども、決めてはいないんだと思うんですが、もし十一年にアナログの形で打ち上げちゃうと十年間、これ二十一年までなんです。だから、私はやっぱり研究することだとすれば、そう悠長なことはできないんじゃないかというふうに思つています。

○河本英典君 いつもどおり最後になりますと出尽くしまして、重なることが多いと思ひますけれども、少しお許しいただきまして質問させていただきます。

今回の、光ファイバー網整備を支援しようということでございますけれども、まず最初に支援の重要性ということについて、大臣のお考えをこ

○國務大臣(大出俊君) 基盤法つまりこの法律案は、昨年五月に電気通信審議会の例の答申がありまして、あのときの部会の責任者が宮崎勇さんだとおつしやるものですから大分御本人にも聞いてみたりしたんです。

そういうことで、あれをやつていこう、軌道に乗せようとする欠かすことのできない、まずこれをやらなきゃ、つまり民間主体にやつていただくけれども、あの答申の趣旨からすればそれをどう支援していくかというのを決めなきゃ前に進まないということになるんですね。その意味で、今の御質問の御趣旨のとおり、まさに一つの、これがなきゃ何も進まないという重要な法案だということになると私は思つております。

そういう意味で、二十一世紀に向けて少子・高齢化社会がどんどん進行していく中で、豊かな社会を構築しようということになるとすれば急がなければならぬ。そういう意味では、つまり早期に全国整備を図らなきゃならぬという意味で重要な問題点がここにあると。

しかし、光ファイバー網に対する需要が顕在化するの二〇〇〇年、先行投資期間だと思ふんですね。したがつて、特に多大な投資、つまり設備投資を必要とする加入者系光ファイバー網の整備を民間だけの力でやれるかと、この大きな問題がございまして。したがつて、加入者系光ファイバー網を整備する民間事業者に対して助成金を交付する、これを内容とする特別融資制度をつくらなければ行政的に前に進められない、そういうことになる。そういう投資負担軽減に向けての第一歩という意味での非常に重要な法案だと思ひます。

議をいたしております。

いろんな障害、さつきからいろんな御意見があるわけでございますけれども、これはブラッセルの会合でも、フランスの総理をやつていたクレッソンさんがフランスの中のいろんな討論の事情を演説で申されておりましたけれども、皆さんの御意見を聞いてみると、ちょうどフランスのクレッソンさんが自国の説明をしたときに出てくるような問題という感じと同じようなやつぱり御議論が出てくる。それをみんなで克服して進まなければこの構想は成り立たない。この法案はそういう意味の第一歩だろう、こういうふうに思っております。

○河本英典君 よくわかりました。要するに、投資の補助をしようというこの考え方だと思ふんです。

私、この間からのずっと関連の中でDDIの話をしてまして、八十億の資本金が二兆円に化けたというふうな話をしたんですけれども、郵政の関係の規制緩和の中でこうした新しい産業というのが大変出てくるわけですね、CATVも既にあちこちでやっております。採算がよくないというふうな話もありましたけれども、私もCATVのことをちょっと聞きまして、その優位性というの、営業の現場での話でなければ、よく見えるとか映りがいいとか、これは難視の場合でしようけれども、よく見るとか多チャンネルであるとか、いろいろあるわけですね。

そういう優位性をきつちりすること、場所によつては民間のCATVの営業活動の中である部分は意外と普及するんじゃないかというふうに思ふわけでございます。この辺一氣に、このあたりに来てCATVの認識というのが、昔はケーブルテレビというふうな感じで、何か有線テレビで余分な感じがしたんですけれども、それと置きかえということでCATVが非常にいいんじゃないかと。

そういう場合、どうしても営業効率を考えますので、都市集中、人口の多いところばかり行きます。

ます。一方では過疎の問題、先ほど出ておりましたけれども、この間も、私どもの滋賀県でいいますと余呉町とかそれから湖東町がいろんなお金を導入して町の行政の中でやられておるわけですね。あれは非常に消極的な、防災であるとか町の広報活動とかそういう意味でされておるわけでございますけれども、そういうことを引けていくということとは一つこまが進んだわけでございます。

そんな意味で、過疎の方はそういう別の農水省の予算であるとかいろんな予算を導入していい、一方では採算を重視した大都市部では民間の営業活動をやつていきやうという、そういうこともある程度泳がすといひますか好きにさせて大きな需要をつくつて、これから情報ハイウェイと言われますファイバー網の整備ということの大いに推進していく必要があるんじゃないかというふうな思ふわけでございます。

先ほど常松委員からみづちいというお話があったとおりで、二十一世紀を展望してこれだけの大変な基盤整備、マルチメディア、いろいろなことが言われておりますけれども、そういうようなことを整備するにしても、まずやらにいかぬというこの大臣のお話ございましたけれども、ぜひともそういう意味で大きく伸ばして育てていただきたいというふうな思ふわけでございます。

そんなことで、政治の局面からいいますと、大都市だけに集中するということについては若干懸念があるわけでございますけれども、その辺も考えながらやつていただきたいというふうな思ふところであります。

○国務大臣(大出俊彦) 河本先生、今、町でおやりになつてCATVの話が出てまいりました。これは本当ならこの間まで全世帯の四・七％です。それを難視聴その他のところを入れてくると二六％を超えるということなんです。世帯中の。さてそこで、都市型という形の本来四・七％、百六十三万と昨年言つていたものが、ここ一年は

かりの間に急速に伸びてきているんですね。今全世帯の四・七が五・八％になつて、ことに入つてからの調査で。そして、百六十三万が二百二十万くらいなんです。二百一十万と云う人もありますが、二百一十万近いんじゃないかという気が私です。三重県、四日市だとか長野県の岡谷だとかいうところは本来たくさんあるところですから、でも、そこでも相当に伸びていると聞いています。ですから、今だんだんわかつてきて、横浜なんかでも私の家にまでCATVに入らないかという話がある。今ナイネックスやUSウェストやあるいはTCI、タイム・ワナー、みんなアメリカ側のCATVと提携している資本が日本に大量に入つてくるわけです。だから、そういうことになつてくると、やつぱりこれは郵政省もそれなりの考え方に立つて、CATVというものを今度是对象にしたんだから、精力的に進めていくような方策を講じなければならぬだろう、こう思つています。

○河本英典君 そういう意味で、大変私は予想以上に速いスピードで伸びるんじゃないかと思ふわけですね。実は私もつながら早く加入したいなと思つておる者の一人なんです。確かによく見ると思ひますし、営業している人に別に直接話したわけじゃないんですけれども、恐らく契約する前に先に受像機を置いてきて、つないでしもうて、しばらくたつて持つて帰りますと言つたら、よく見えるから、困るから置いておいてくれというふうなことややつていけば大いに普及するんじゃないかというふうな思つておるわけでございます。

そういう意味で、私は本当に期待というのは大いだと思いますし、みづちいという言葉は失礼かもしれませんが、そういう大いに金をぶち込んでいただいて需要創造をしていただくということが一番大事であると思ふ。それがまたこれからの日本経済の国内の景気浮揚とかいろいろな意味で大きな原動力になる唯一のものじゃないかなというふうな思つておるわけでございます。

それから、一つ余分ですが、NHKの受信料も何か同時に集めることができるのでして、前よく議論されていまして取れないところの受信料をこの際逆に取り得るのでNHKの増収にもなるんじゃないかなというふうな気もいたしております。

いいことばかりですよと言いましたけれども、新産業というのはそういうおもしろさというところが大きいにあるので、大いに育成をお願いしたいというふうに思ひます。

○政府委員(江川晃正君) 大変ありがとうございます。元気づけをしていただきまして、そういう意を体して努力してまいりたいと思ひます。

○委員長(山田健一君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田健一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

鶴岡洋君から発言を求められておりますので、これを許します。鶴岡君。

○鶴岡洋君 私は、ただいま可決されました電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護国民主連合、平成会、新緑風会、新党・護憲リベラル・市民連合の各派及び各派に属しない議員河本英典君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・

放送機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、高度情報通信社会の実現に向けて、光ファイバ網の整備が不可欠であることに鑑み、本法に基づく第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者に対する支援措置の実施に必要な資金の確保に努めること。

一、情報通信基盤の整備に当たっては、光ファイバ網の整備等無線系のネットワークの構築に加えて、移動体通信や衛星通信といった無線系のネットワークの構築にも十分配慮し、マルチメディア時代を見据えた多様な情報通信基盤の構築に努めること。

一、有線テレビジョン放送が、マルチメディア時代の中核的情報通信基盤の一つとして期待されるものであることに鑑み、その施設の一層の普及・高度化が図られるよう、関係地方公共団体と連携しつつ、今後ともその支援に努めること。

一、地震等の災害時において、衛星通信システムが大きな役割を果たし得ることに鑑み、その研究開発を積極的に推進するとともに、中央防災会議の方針の下、関係行政機関等と協力しつつ、災害に強い情報通信基盤の構築に努めること。また、先般の阪神・淡路大震災の復興に当たっては、その支援措置の一層の拡充に努めること。

一、情報通信基盤の整備に当たっては、情報の地域間格差等に留意し、全国的に均衡のとれた整備に努めるとともに、諸外国の動向をも十分踏まえ推進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(山田健一君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

平成七年四月二十四日印刷

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。よって、鶴岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大出郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大出郵政大臣。

○國務大臣(大出俊君) ただいま電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○委員長(山田健一君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田健一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山田健一君) 次に、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大出郵政大臣。

○國務大臣(大出俊君) 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るため、免許を受けることができる者の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、口座振替の方法による電波利用料の納付を実施するため所要の規定を設けようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。第一に、特定の無線従事者の資格について、大

学等において無線通信に関する科目を修めて卒業した者は免許を受けることができることとしております。

第二に、無線従事者の資格及び業務経歴を有する者がその資格以外の免許を受けるに当たって、現在必要とされている郵政大臣の認定を廃止し、一定の要件を備えればよいこととしております。

第三に、電波利用料の納付について、免許人から口座振替の申し出があつた場合には、郵政大臣は、その納付が確実と認められること等を条件としてその申し出を承認することができることとする。とともに、納期限の特例を設けることとしております。

なお、この法律は、無線従事者関係は平成八年四月一日から、電波利用料の口座振替関係は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山田健一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(山田健一君) 次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大出郵政大臣。

○國務大臣(大出俊君) 電気通信事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、第一種電気通信事業者に係る料金その他の提供条件についての規制の合理化を図るため、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金のうち、一定の範囲のものについて認

可制から事前届け出制に改めるとともに、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する契約約款について、郵政大臣の定める標準契約約款に合致するものは認可を要しないこととする等の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。第一に、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金について、電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲等から見て利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして郵政省令で定めるものについては認可制から事前届け出制に改めることとしております。

第二に、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する契約約款について、郵政大臣の定める標準契約約款に合致するものは認可を受けたものとみなすこととしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山田健一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、電波法の一部を改正する法律案予備審査のための付託は三月三日

一、電気通信事業法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十三日)

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K